

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>《省略用語例》</p> <p>この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。</p> <p>措置法……………租税特別措置法（昭和32年法律第26号）</p> <p>措置法令……………租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）</p> <p>措置法規則……………租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）</p> </div> <p>[措置法第69条の4（（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係）]</p> <p>69の4—1 （省略）</p> <p>69の4—1の2 <u>配偶者居住権等</u></p> <p>69の4—2～69の4—4 （省略）</p> <p>69の4—4の2 <u>宅地等が配偶者居住権の目的となっている建物等の敷地である場合の被相続人等の事業の用に供されていた宅地等の範囲</u></p> <p>69の4—5～69の4—7 （省略）</p> <p>69の4—7の2 <u>宅地等が配偶者居住権の目的となっている家屋の敷地である場合の被相続人等の居住の用に供されていた宅地等の範囲</u></p> <p>69の4—7の3・69の4—7の4 （省略）</p> <p>69の4—8～69の4—39 （省略）</p> <p>[措置法第70条の4（（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除）関係）]</p> <p>70の4—1～70の4—71の2 （省略）</p> <p>70の4—71の3 <u>令和2年前旧法適用受贈者が第70条の4第15項から第17項までの規定の適用を受ける場合に取得等ができる農地等</u></p> <p>70の4—72～70の4—96 （省略）</p> <p>[措置法第70条の6（（農地等についての相続税の納税猶予及び免除等）関係）]</p> <p>70の6—1～70の6—65 （省略）</p> <p>70の6—65の2 <u>令和2年前旧法適用相続人が第70条の6第19項から第21項までの規定の適用を受ける場合に取得等ができる農地等</u></p> <p>70の6—66～70の6—108 （省略）</p>	<p>(同左)</p> <p>[措置法第69条の4（（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係）]</p> <p>69の4—1 （同左）</p> <p>(新設)</p> <p>69の4—2～69の4—4 （同左）</p> <p>(新設)</p> <p>69の4—5～69の4—7 （同左）</p> <p>(新設)</p> <p>69の4—7の2・69の4—7の3 （同左）</p> <p>69の4—8～69の4—39 （同左）</p> <p>[措置法第70条の4（（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除）関係）]</p> <p>70の4—1～70の4—71の2 （同左）</p> <p>70の4—71の3 <u>平成30年前旧法適用受贈者が第70条の4第15項から第17項までの規定の適用を受ける場合に取得等ができる農地</u></p> <p>70の4—72～70の4—96 （同左）</p> <p>[措置法第70条の6（（農地等についての相続税の納税猶予及び免除等）関係）]</p> <p>70の6—1～70の6—65 （同左）</p> <p>70の6—65の2 <u>平成30年前旧法適用相続人が第70条の6第19項から第21項までの規定の適用を受ける場合に取得等ができる農地</u></p> <p>70の6—66～70の6—108 （同左）</p>

改正後	改正前
<p>〔措置法第70条の6の8（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除）関係〕</p> <p>70の6の8—1～70の6の8—15 （省略）</p> <p>70の6の8—15の2 <u>宅地等が配偶者居住権の目的となっている建物等の敷地である場合の贈与者の事業の用に供されていた宅地等の範囲</u></p> <p>70の6の8—16～70の6の8—75 （省略）</p>	<p>〔措置法第70条の6の8（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除）関係〕</p> <p>70の6の8—1～70の6の8—15 （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>70の6の8—16～70の6の8—75 （同左）</p>

改正後	改正前
<p>[措置法第69条の4(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)関係]</p> <p><u>(配偶者居住権等)</u></p> <p><u>69の4-1の2</u> 特例対象宅地等には、配偶者居住権は含まれないが、個人が相続又は遺贈(死因贈与を含む。以下同じ。)により取得した、配偶者居住権に基づく敷地利用権(配偶者居住権の目的となっている建物等(措置法規則第23条の2第1項((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))に規定する建物又は構築物をいう。以下69の4-24の3までにおいて同じ。)の敷地の用に供される宅地等(土地又は土地の上に存する権利で、建物等の敷地の用に供されているものに限る。以下69の4-24の8までにおいて同じ。)を当該配偶者居住権に基づき使用する権利をいう。以下69の4-24の2までにおいて同じ。)及び配偶者居住権の目的となっている建物等の敷地の用に供される宅地等が含まれることに留意する。</p> <p>なお、措置法第69条の4第1項の規定の適用を受けるものとしてその全部又は一部の選択をしようとする特例対象宅地等が配偶者居住権に基づく敷地利用権又は当該敷地の用に供される宅地等の全部又は一部である場合の当該特例対象宅地等の面積は、措置法令第40条の2第6項の規定により、それぞれ次の算式により計算された面積であるものとみなして措置法第69条の4第1項の規定が適用されることに留意する。したがって、同条第2項の限度面積要件については、当該算式に基づき計算された面積により判定を行うことに留意する。</p> <p>この場合において、配偶者居住権の設定に係る相続又は遺贈により、当該相続に係る被相続人の配偶者が配偶者居住権及び当該敷地の用に供される宅地等(当該被相続人の所有していた宅地等が当該相続又は遺贈により数人の共有に属することとなった場合のその共有持分を除く。)のいずれも取得したときの当該敷地の用に供される宅地等については、措置法令第40条の2第6項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p><u>(算式)</u></p> <p>1 配偶者居住権に基づく敷地利用権の面積</p> $\text{特例対象宅地等の面積} \times \frac{\text{当該敷地利用権の価額}}{\text{当該敷地利用権の価額及び当該敷地の用に供される宅地等の価額の合計額}}$ <p>2 当該敷地の用に供される宅地等の面積</p> $\text{特例対象宅地等の面積} \times \frac{\text{当該敷地の用に供される宅地等の価額}}{\text{当該敷地利用権の価額及び当該敷地の用に供される宅地等の価額の合計額}}$	<p>[措置法第69条の4(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)関係]</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(信託に関する権利)</p> <p>69の4—2 特例対象宅地等には、個人が相続又は遺贈により取得した信託に関する権利(相続税法第9条の2第6項ただし書に規定する信託に関する権利及び同法第9条の4第1項又は第2項の信託の受託者が、これらの規定により遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利を除く。)で、当該信託の目的となっている信託財産に属する宅地等が、当該相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人又は被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族(以下69の4—24の8までにおいて「被相続人等」という。)の措置法第69条の4第1項に規定する事業の用又は居住の用に供されていた宅地等であるものが含まれることに留意する。</p> <p>(被相続人等の事業の用に供されていた宅地等の範囲)</p> <p>69の4—4 措置法第69条の4第1項に規定する被相続人等の事業の用に供されていた宅地等(以下69の4—18までにおいて「事業用宅地等」という。)とは、次に掲げる宅地等(相続の開始の直前において配偶者居住権に基づき使用又は収益されていた建物等の敷地の用に供されていたものを除く(当該宅地等については69の4—4の2参照。))をいうものとする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) (1)に掲げる宅地等を除き、被相続人等の事業の用に供されていた建物等で、被相続人等が所有していたもの又は被相続人の親族(被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族を除く。69の4—4の2において「その他親族」という。)が所有していたもの(被相続人等が当該建物等を当該その他親族から無償(相当の対価に至らない程度の対価の授受がある場合を含む。以下69の4—33までにおいて同じ。)で借り受けていた場合における当該建物等に限る。)の敷地の用に供されていたもの</p> <p>(宅地等が配偶者居住権の目的となっている建物等の敷地である場合の被相続人等の事業の用に供されていた宅地等の範囲)</p> <p>69の4—4の2 相続又は遺贈により取得した宅地等が、当該相続の開始の直前において配偶者居住権に基づき使用又は収益されていた建物等の敷地の用に供されていたものである場合には、当該宅地等のうち、次に掲げる宅地等が事業用宅地等に該当するものとする。</p> <p>(1) 他に貸し付けられていた宅地等(当該貸付けが事業に該当する場合に限る。)</p> <p>(2) (1)に掲げる宅地等を除き、被相続人等の事業の用に供されていた建物等(被相続人等又はそ</p>	<p>(信託に関する権利)</p> <p>69の4—2 特例対象宅地等には、個人が相続又は遺贈(死因贈与を含む。以下同じ。)により取得した信託に関する権利(相続税法第9条の2第6項ただし書に規定する信託に関する権利及び同法第9条の4第1項又は第2項の信託の受託者が、これらの規定により遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利を除く。)で、当該信託の目的となっている信託財産に属する宅地等(土地又は土地の上に存する権利で、措置法規則第23条の2第1項((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))に規定する建物又は構築物(以下69の4—24の3までにおいて「建物等」という。)の敷地の用に供されているものに限る。以下69の4—24の8までにおいて同じ。)が、当該相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人又は被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族(以下69の4—24の8までにおいて「被相続人等」という。)の措置法第69条の4第1項に規定する事業の用又は居住の用に供されていた宅地等であるものが含まれることに留意する。</p> <p>(被相続人等の事業の用に供されていた宅地等の範囲)</p> <p>69の4—4 措置法第69条の4第1項に規定する被相続人等の事業の用に供されていた宅地等(以下69の4—18までにおいて「事業用宅地等」という。)とは、次に掲げる宅地等をいうものとする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) (1)に掲げる宅地等を除き、被相続人等の事業の用に供されていた建物等で、被相続人等が所有していたもの又は被相続人の親族(被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族を除く。)が所有していたもの(被相続人等が当該建物等を当該親族から無償(相当の対価に至らない程度の対価の授受がある場合を含む。以下69の4—33までにおいて同じ。)で借り受けていた場合における当該建物等に限る。)の敷地の用に供されていたもの</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>の他親族が所有していた建物等をいう。以下(2)において同じ。)</u>で、被相続人等が配偶者居住権者(当該配偶者居住権を有する者をいう。以下69の4-23までにおいて同じ。)であるもの又はその他親族が配偶者居住権者であるもの(被相続人等が当該建物等を配偶者居住権者である当該その他親族から無償で借り受けていた場合における当該建物等に限る。)の敷地の用に供されていたもの</p> <p>(被相続人等の居住の用に供されていた宅地等の範囲)</p> <p>69の4-7 措置法第69条の4第1項に規定する被相続人等の居住の用に供されていた宅地等(以下69の4-8までにおいて「居住用宅地等」という。)とは、次に掲げる宅地等(相続の開始の直前において配偶者居住権に基づき使用又は収益されていた建物等の敷地の用に供されていたものを除く(当該宅地等については69の4-7の2参照。))をいうものとする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 上記(1)及び(2)の宅地等のうちに被相続人等の居住の用以外の用に供されていた部分があるときは、当該被相続人等の居住の用に供されていた部分に限られるのであるが、当該居住の用に供されていた部分が、被相続人の居住の用に供されていた1棟の建物(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第1条の規定に該当する建物を除く。)に係るものである場合には、当該1棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうち当該被相続人の親族の居住の用に供されていた部分が含まれることに留意する(69の4-7の2(1)及び(2)に掲げる宅地等についても同じ。)</p> <p>(宅地等が配偶者居住権の目的となっている家屋の敷地である場合の被相続人等の居住の用に供されていた宅地等の範囲)</p> <p>69の4-7の2 相続又は遺贈により取得した宅地等が、当該相続の開始の直前において配偶者居住権に基づき使用又は収益されていた家屋の敷地の用に供されていたものである場合には、当該宅地等のうち、次に掲げる宅地等が居住用宅地等に該当するものとする。</p> <p>(1) 相続の開始の直前において、被相続人等の居住の用に供されていた家屋(被相続人又は被相続人の親族が配偶者居住権者である場合のその配偶者居住権の目的となっている家屋をいう。以下(1)において同じ。)で、被相続人が所有していたもの(当該被相続人等が当該家屋を当該配偶者居住権者から借り受けていた場合には、無償で借り受けていたときにおける当該家屋に限る。)又は被相続人の親族が所有していたもの(当該家屋を所有していた被相続人の親族が当該家屋の敷地を被相続人から無償で借り受けており、かつ、当該被相続人等が当該家屋を当該配偶者居住権者から借り受けていた場合には、無償で借り受けていたときにおける当該家屋に限</p>	<p>(被相続人等の居住の用に供されていた宅地等の範囲)</p> <p>69の4-7 措置法第69条の4第1項に規定する被相続人等の居住の用に供されていた宅地等(以下69の4-8までにおいて「居住用宅地等」という。)とは、次に掲げる宅地等をいうものとする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 上記(1)及び(2)の宅地等のうちに被相続人等の居住の用以外の用に供されていた部分があるときは、当該被相続人等の居住の用に供されていた部分に限られるのであるが、当該居住の用に供されていた部分が、被相続人の居住の用に供されていた1棟の建物(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第1条の規定に該当する建物を除く。)に係るものである場合には、当該1棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうち当該被相続人の親族の居住の用に供されていた部分が含まれることに留意する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>る。)の敷地の用に供されていた宅地等</p> <p><u>② 措置法令第40条の2第2項に定める事由により被相続人の居住の用に供されなくなる直前まで、被相続人の居住の用に供されていた家屋（被相続人又は被相続人の親族が配偶者居住権者である場合のその配偶者居住権の目的となっている家屋をいう。以下②において同じ。）で、被相続人が所有していたもの（当該被相続人が当該家屋を当該配偶者居住権者から借り受けていた場合には、無償で借り受けていたときにおける当該家屋に限る。）又は被相続人の親族が所有していたもの（当該家屋を所有していた被相続人の親族が当該家屋の敷地を被相続人から無償で借り受けており、かつ、当該被相続人が当該家屋を当該配偶者居住権者から借り受けていた場合には、無償で借り受けていたときにおける当該家屋に限る。）の敷地の用に供されていた宅地等（被相続人の居住の用に供されなくなった後、措置法第69条の4第1項に規定する事業の用又は新たに被相続人等以外の者の居住の用に供された宅地等を除く。）</u></p> <p>(要介護認定等の判定時期)</p> <p>69の4—7の<u>3</u> . . .</p> <p>(建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物)</p> <p>69の4—7の<u>4</u> . . .</p> <p>(小規模宅地等の特例、特定計画山林の特例又は個人の事業用資産についての納税猶予及び免除を重複適用する場合に限度額要件等を満たさないとき)</p> <p>69の4—12 措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等（以下69の5—13までにおいて「小規模宅地等」という。）、措置法第69条の5第1項((特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例))に規定する選択特定計画山林（以下69の5—13までにおいて「選択特定計画山林」という。）又は措置法第70条の6の10第1項((個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除))に規定する特例事業用資産のうち同条第2項第1号イに掲げるもの（以下69の5—13までにおいて「猶予対象宅地等」という。）について、措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用を重複して受けようとする場合において、その選択特定計画山林の価額が措置法第69条の5第5項（措置法令第40条の2の2第9項の規定の適用がある場合を含む。）に規定する限度額（69の5—12参照）を超えるとき又はその猶予対象宅地等の面積が同号イに規定する限度面積（70の6の10—17参照）を超えるときは、その小規模宅地等の全てについて措置法第69条の4第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>. . .</p>	<p>る。)の敷地の用に供されていた宅地等</p> <p><u>② 措置法令第40条の2第2項に定める事由により被相続人の居住の用に供されなくなる直前まで、被相続人の居住の用に供されていた家屋（被相続人又は被相続人の親族が配偶者居住権者である場合のその配偶者居住権の目的となっている家屋をいう。以下②において同じ。）で、被相続人が所有していたもの（当該被相続人が当該家屋を当該配偶者居住権者から借り受けていた場合には、無償で借り受けていたときにおける当該家屋に限る。）又は被相続人の親族が所有していたもの（当該家屋を所有していた被相続人の親族が当該家屋の敷地を被相続人から無償で借り受けており、かつ、当該被相続人が当該家屋を当該配偶者居住権者から借り受けていた場合には、無償で借り受けていたときにおける当該家屋に限る。）の敷地の用に供されていた宅地等（被相続人の居住の用に供されなくなった後、措置法第69条の4第1項に規定する事業の用又は新たに被相続人等以外の者の居住の用に供された宅地等を除く。）</u></p> <p>(要介護認定等の判定時期)</p> <p>69の4—7の<u>2</u> . . .</p> <p>(建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物)</p> <p>69の4—7の<u>3</u> . . .</p> <p>(小規模宅地等の特例、特定計画山林の特例又は個人の事業用資産についての納税猶予及び免除を重複適用する場合に限度額要件等を満たさないとき)</p> <p>69の4—12 措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等（以下69の5—13までにおいて「小規模宅地等」という。）、措置法第69条の5第1項((特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例))に規定する選択特定計画山林（以下69の5—13までにおいて「選択特定計画山林」という。）又は措置法第70条の6の10第1項((個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除))に規定する特例事業用資産のうち同条第2項第1号イに掲げるもの（以下69の5—13までにおいて「猶予対象宅地等」という。）について、措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用を重複して受けようとする場合において、その選択特定計画山林の価額が措置法第69条の5第5項（措置法令第40条の2の2第9項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する限度額（69の5—12参照）を超えるとき又はその猶予対象宅地等の面積が同号イに規定する限度面積（70の6の10—17参照）を超えるときは、その小規模宅地等の全てについて措置法第69条の4第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>. . .</p>

改正後	改正前
<p>(注) 1</p> <p>2 上記の「猶予対象宅地等」には、<u>措置法令第40条の2第5項に規定する猶予対象受贈宅地等を含むことに留意する。</u></p> <p>(法人の事業の用に供されていた宅地等の範囲)</p> <p>69の4—23</p> <p>(1)</p> <p>(2) 当該法人の事業の用に供されていた建物等で、被相続人が所有していたもの又は被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族が所有していたもの（当該親族が当該建物等の敷地を被相続人から無償で借り受けていた場合における当該建物等に限る。）で、当該法人に貸し付けられていたもの（当該貸付けが同項に規定する事業に該当する場合に限る。）の敷地の用に供されていたもの</p> <p>(注) 1</p> <p>2 <u>相続又は遺贈により取得した宅地等が、当該相続の開始の直前において配偶者居住権に基づき使用又は収益されていた建物等の敷地の用に供されていたものである場合には、上記(2)の「被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族」とあるのは「被相続人の親族」と、「で、当該法人に」とあるのは「のうち、配偶者居住権者である被相続人等により当該法人へ」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等)</p> <p>69の4—24の2</p> <p>(注) 1</p> <p>2 <u>配偶者居住権の設定に係る相続又は遺贈により当該貸付事業に係る建物等（当該配偶者居住権の目的とされたものに限る。）の敷地の用に供されていた宅地等を取得した場合には、当該宅地等のうち当該配偶者居住権に基づく敷地利用権に相当する部分については、当該貸付事業の用に供されていた宅地等に該当しないことに留意する。</u></p> <p>[措置法第69条の5（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）関係]</p> <p>(特定計画山林の特例、小規模宅地等の特例又は個人の事業用資産についての納税猶予及び免除を</p>	<p>(注) 1</p> <p>2 上記の「猶予対象宅地等」には、<u>措置法第70条の6の9第1項（（個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例））（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた措置法第70条の6の8第1項（（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除））に規定する特例受贈事業用資産のうち同条第2項第1号に掲げるものを含むことに留意する。</u></p> <p>(法人の事業の用に供されていた宅地等の範囲)</p> <p>69の4—23</p> <p>(1)</p> <p>(2) 当該法人の事業の用に供されていた建物等で、被相続人が所有していたもの又は被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族が所有していたもの（当該親族が当該建物等の敷地を被相続人から無償で借り受けていた場合における当該建物等に限る。）で、当該法人に貸し付けられていたもの（当該貸付けが同項に規定する事業に該当する場合に限る。）の敷地の用に供されていたもの</p> <p>(注)</p> <p>(被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等)</p> <p>69の4—24の2</p> <p>(注)</p> <p>[措置法第69条の5（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）関係]</p> <p>(特定計画山林の特例、小規模宅地等の特例又は個人の事業用資産についての納税猶予及び免除を重</p>

改正後	改正前
<p>重複適用する場合の限度額の計算等)</p> <p>69の5—12 措置法第69条の4第1項の規定の適用を受けようとする措置法第69条の5第5項に規定する選択宅地等面積(以下69の5—12において「選択宅地等面積」という。)が200㎡に満たない場合において、同項の規定により同条第1項の規定の適用を受けることができる特定計画山林の価額の限度額は、次の算式により計算した価額となることに留意する。</p> $A \times \frac{200\text{㎡} - B}{200\text{㎡}}$ <p>(注)1 措置法第69条の5第5項(措置法令第40条の2の2第9項の規定の適用がある場合を含む。)の規定により、措置法第69条の5第2項第3号イ又はロの要件を満たす特定計画山林相続人等が選択した全ての特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林(以下69の5—12において「特定(受贈)森林経営計画対象山林」という。)である特定計画山林(以下69の5—12において「選択山林」という。)、小規模宅地等又は猶予対象宅地等(措置法令第40条の2の2第1項第1号ハに規定する猶予対象受贈宅地等を含む。以下69の5—13までにおいて同じ。)について、措置法第69条の5第1項、第69条の4第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用を重複して受ける場合において、上記の計算に該当するときを算式で示せば、次のとおりとなる。</p> $B + \left(200\text{㎡} \times \frac{C}{A}\right) \leq 200\text{㎡}$ <p>2 算式中の符号は次のとおりである。</p> <p>Aは、措置法第69条の5第2項第3号イ又はロの要件を満たす特定計画山林相続人等に係る全ての特定(受贈)森林経営計画対象山林である特定計画山林の価額の合計額</p> <p>Bは、選択宅地等面積</p> <p>Cは、選択山林の価額の合計額</p> <p>なお、猶予対象宅地等について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける者がいる場合の上記の選択宅地等面積(B)の計算については、次に掲げる資産の区分に応じ、それ</p>	<p>複適用する場合の限度額の計算等)</p> <p>69の5—12 措置法第69条の4第1項の規定の適用を受けようとする措置法第69条の5第5項に規定する選択宅地等面積(以下69の5—12において「選択宅地等面積」という。)及び措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けようとする措置法令第40条の2の2第9項において読み替えて適用する措置法第69条の5第5項に規定する猶予適用宅地等面積(以下69の5—12において「猶予適用宅地等面積」という。)の合計が200㎡に満たない場合において、同項の規定により同条第1項の規定の適用を受けることができる特定計画山林の価額の限度額は、次の算式により計算した価額となることに留意する。</p> $A \times \frac{200\text{㎡} - (B + C)}{200\text{㎡}}$ <p>(注)1 措置法第69条の5第5項(措置法令第40条の2の2第9項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、措置法第69条の5第2項第3号イ又はロの要件を満たす特定計画山林相続人等が選択した全ての特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林(以下69の5—12において「特定(受贈)森林経営計画対象山林」という。)である特定計画山林(以下69の5—12において「選択山林」という。)、小規模宅地等又は猶予対象宅地等について、措置法第69条の5第1項、第69条の4第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用を重複して受ける場合において、上記の計算に該当するときを算式で示せば、次のとおりとなる。</p> $B + C + \left(200\text{㎡} \times \frac{D}{A}\right) \leq 200\text{㎡}$ <p>2 算式中の符号は次のとおりである。</p> <p>Aは、措置法第69条の5第2項第3号イ又はロの要件を満たす特定計画山林相続人等に係る全ての特定(受贈)森林経営計画対象山林である特定計画山林の価額の合計額</p> <p>Bは、選択宅地等面積</p> <p>Cは、猶予適用宅地等面積</p> <p>Dは、選択山林の価額の合計額</p> <p>3 上記の「猶予対象宅地等」には、措置法第70条の6の9第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産のうち同条第2項第1号に掲げるものを含むことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>ぞれ次に定める面積に相当する面積の土地を特定事業用宅地等である小規模宅地等として選択したものとみなして計算することに留意する。</p> <p>1 猶予対象宅地等 当該猶予対象宅地等のうち措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける部分の面積</p> <p>2 猶予対象受贈宅地等のうち措置法第40条の2第5項に規定する受贈宅地等 当該猶予対象受贈宅地等のうち措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける部分の面積</p> <p>3 猶予対象受贈宅地等のうち措置法第70条の6の8第5項の承認に係るもの $a \times \frac{b}{c}$</p> <p>4 猶予対象受贈宅地等のうち措置法第70条の6の8第6項の承認に係るもの $a \times \frac{d}{c}$</p> <p>(注) 上記3及び4の算式中の符号は次のとおりである。</p> <p>a は、措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けた当該受贈宅地等の面積</p> <p>b は、措置法第70条の6の9第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下(注)において同じ。）の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された同条第1項の特例受贈事業用資産の価額（※）のうち措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける上記3に掲げる資産に対応する部分の価額に相当する金額</p> <p>※ 当該特例受贈事業用資産に係る措置法第70条の6の8第2項第3号に規定する納税猶予分の贈与税額の計算において同号の債務の金額が控除された場合には次の価額となる（dにおいて同じ。）。</p> <p>措置法第70条の6の9第1項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された同項の特例受贈事業用資産の価額 × 措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けた同項に規定する特例受贈事業用資産の価額</p> <p>措置法第40条の7の8第8項の規定により計算された価額に相当する金額</p> <p>c は、措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けた当該受贈宅地等の同項の規定の適用に係る贈与の時（同条第18項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日）における価額</p> <p>d は、措置法第70条の6の9第1項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された同項の特例受贈事業用資産の価額のうち措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける上記4に掲げる資産に対応する部分の価額に次の割合を乗じて計算した金額</p> <p>措置法第70条の6の8第6項の承認に係る現物出資により移転をした措置法第40条の2第5項に規定する受贈宅地等（※1）の措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の時（同条第18項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日。以下(注)において同じ。）における価額に相当する金額（※2）</p>	

改正後	改正前
<p>当該現物出資により移転をした全ての措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の同項の規定の適用に係る贈与の時における価額（※3）の合計額</p> <p>※1 措置法令第40条の2第5項に規定する受贈宅地等の譲渡につき措置法第70条の6の8第5項の承認があった場合における同項第3号の規定により同条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する特例受贈事業用資産とみなされた資産を含む。</p> <p>※2 当該特例受贈事業用資産とみなされた資産にあつては、措置法規則第23条の8の8第22項の規定により計算した金額</p> <p>※3 当該特例受贈事業用資産が措置法第70条の6の8第5項第3号の規定により同条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する特例受贈事業用資産とみなされたものである場合には、措置法規則第23条の8の8第22項の規定により計算した金額</p>	
<p>（特定計画山林の特例、小規模宅地等の特例又は個人の事業用資産についての納税猶予及び免除を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき）</p>	<p>（特定計画山林の特例、小規模宅地等の特例又は個人の事業用資産についての納税猶予及び免除を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき）</p>
<p>69の5—13 小規模宅地等、選択特定計画山林又は猶予対象宅地等について、措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用を重複して受けようとする場合において、その選択特定計画山林の価額が措置法第69条の5第5項（措置法令第40条の2の2第9項の規定の適用がある場合を含む。）に規定する限度額（69の5—12参照）を超えるときは、その選択特定計画山林の全てについて措置法第69条の5第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>・・・</p>	<p>69の5—13 小規模宅地等、選択特定計画山林又は猶予対象宅地等について、措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用を重複して受けようとする場合において、その選択特定計画山林の価額が第69条の5第5項（措置法令第40条の2の2第9項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する限度額（69の5—12参照）を超えるときは、その選択特定計画山林の全てについて第69条の5第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>・・・</p>
<p>（平成21年改正前措置法第69条の5の取扱い）</p>	<p>（平成21年改正前措置法第69条の5の取扱い）</p>
<p>69の5—16 ・・・</p> <p>（注）平成21年改正前措置法第69条の5の規定の適用を受ける場合には、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第121号）による改正後の措置法令第40条の2の2第9項の規定の適用はないことに留意する。</p>	<p>69の5—16 ・・・</p> <p>（注）平成21年改正前措置法第69条の5の規定の適用を受ける場合には、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第102号）による改正後の措置法令第40条の2の2第9項の規定の適用はないことに留意する。</p>
<p>（特定受贈同族会社株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける場合の同条第2項第1号ホの要件）</p> <p>69の5—23 特定受贈同族会社株式等について平成21年改正法附則第64条第2項の規定により措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける場合の同条第2項第1号ホの規定の適用については、平成22年改正措令（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成22年政令第58号）をいう。以下70の7の4—11までにおいて同じ。）附則第49条第2項第1号（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）の規定により、当該特定受贈同族会社株式等に係る会社は常時使用従業員（措置法規則第23条の10第5項において準用する措置法規則第23条の9第4項に規定する常時使用する従業員をいう。以下69の5—23において同じ。）の数が</p>	<p>（特定受贈同族会社株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける場合の同条第2項第1号ホの要件）</p> <p>69の5—23 特定受贈同族会社株式等について平成21年改正法附則第64条第2項の規定により措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける場合の同条第2項第1号ホの規定の適用については、平成22年改正措令（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成22年政令第58号）をいう。以下70の7の4—11までにおいて同じ。）附則第49条第2項第1号（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）の規定により、当該特定受贈同族会社株式等に係る会社は常時使用従業員（措置法規則第23条の10第6項において準用する措置法規則第23条の9第4項に規定する常時使用する従業員をいう。以下69の5—23において同じ。）の数が5人以上</p>

改正後	改正前
<p>5人以上であるとみなされることに留意する。 ・・・</p> <p>〔措置法第70条第1項(国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等)関係〕</p> <p>(「相続又は遺贈により取得した財産」の範囲)</p> <p>70—1—5 ・・・</p> <p>なお、相続税の申告書の提出期限後において、相続税法第3条第1項第2号の規定の適用がある退職手当金等(以下70—3—1までにおいて「退職手当金等」という。)の支給の確定があった場合におけるその支給の確定により取得した退職手当金等については、措置法第70条第1項中「第4条第1項又は第2項」とあるのは「第3条第1項第2号」と、「同法第31条第2項の規定による申告書」とあるのは「国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書又は同法第19条第3項に規定する修正申告書」として措置法第70条第1項又は第10項の規定を適用することとして取り扱うこととする。</p> <p>〔措置法第70条の2(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)関係〕</p> <p>(居住の用に供したとき等)</p> <p>70の2—2 ・・・</p> <p>(1) 措置法規則第23条の5の2第10項第1号又は第2号の場合 同項第1号イ(4)又は第2号イ(2)に掲げる書類にあっては住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、同項第1号ロ(3)又は第2号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族が居住していることを明らかにするものの提出を約するもので、また、同項第1号ホ(4)又は第2号ホ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供する予定時期の記載があるもので差し支えない。</p> <p>(2) ・・・</p> <p>〔措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)関係〕</p> <p>(教育資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等)</p> <p>70の2の2—9 ・・・</p> <p>1 ・・・</p> <p>(1) ・・・</p> <p>(注) 上記の「特定事由」とは次に掲げる場合(㉔又は㉕)に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該受贈者がその旨を明らかにする書類を次のイの贈与者死亡の届出と併</p>	<p>であるとみなされることに留意する。 ・・・</p> <p>〔措置法第70条第1項(国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等)関係〕</p> <p>(「相続又は遺贈により取得した財産」の範囲)</p> <p>70—1—5 ・・・</p> <p>なお、相続税の申告書の提出期限後において、相続税法第3条第1項第2号の規定の適用がある退職手当金等(以下70—3—1までにおいて「退職手当金等」という。)の支給の確定があった場合におけるその支給の確定により取得した退職手当金等については、措置法第70条第1項中「<u>同法</u>第4条」とあるのは「<u>同法</u>第3条第1項第2号」と、「同法第31条第2項の規定による申告書。」とあるのは「<u>国税通則法</u>第18条第2項に規定する期限後申告書又は同法第19条第3項に規定する修正申告書。」として措置法第70条第1項又は第10項の規定を適用することとして取り扱うこととする。</p> <p>〔措置法第70条の2(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)関係〕</p> <p>(居住の用に供したとき等)</p> <p>70の2—2 ・・・</p> <p>(1) 措置法規則第23条の5の2第10項第1号又は第2号の場合 同項第1号イ(4)又は第2号イ(2)に掲げる書類にあっては住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、同項第1号ロ(3)又は第2号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族の<u>住民票の写し</u>の提出を約するもので、また、同項第1号ホ(4)又は第2号ホ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供する予定時期の記載があるもので差し支えない。</p> <p>(2) ・・・</p> <p>〔措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)関係〕</p> <p>(教育資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等)</p> <p>70の2の2—9 ・・・</p> <p>1 ・・・</p> <p>(1) ・・・</p> <p>(注) 上記の「特定事由」とは次に掲げる場合(㉔又は㉕)に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該受贈者がその旨を明らかにする書類を次のイの贈与者死亡の届出と併せ</p>

改正後	改正前
<p>せて提出した場合に限る。)をいう。 . . .</p> <p>〔措置法第70条の2の6((相続時精算課税適用者の特例))関係〕</p> <p>(年の中途において贈与者の孫になった場合)</p> <p>70の2の6—1 年の中途において、その年の1月1日において20歳以上(注)の者が同日において60歳以上の者の孫になったことから、措置法第70条の2の6第2項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、相続税法第21条の5(措置法第70条の2の4を含む。)の規定の適用があることに留意する。</p> <p><u>(注) 令和4年4月1日以後に贈与により財産を取得する者については、18歳以上。</u></p> <p>〔措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係〕</p> <p>(居住の用に供したとき等)</p> <p>70の3—1 . . .</p> <p>(1) 措置法規則第23条の6第9項第1号又は第2号の場合 同項第1号イ(2)又は第2号イ(2)に掲げる書類にあっては住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、同項第1号ロ(3)又は第2号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族が居住していることを明らかにするもの提出を約するもので、また、同項第1号ホ(4)又は第2号ホ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供する予定時期の記載があるもので差し支えない。</p> <p>(2) . . .</p> <p>〔措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除))関係〕</p> <p>(納税猶予分の贈与税額に相当する担保)</p> <p>70の4—17 . . .</p> <p>(注) 上記平均余命年数は、相続税法施行規則(昭和25年大蔵省令第17号)第12条の6((定期金給付契約の目的とされた者に係る平均余命))に定める平均余命によることに留意する(70の6—17において同じ。))。</p> <p>(農業経営基盤強化促進法に規定する事業による譲渡をした場合)</p>	<p>て提出した場合に限る。)をいう。 . . .</p> <p>〔措置法第70条の2の6((相続時精算課税適用者の特例))関係〕</p> <p>(年の中途において贈与者の孫になった場合)</p> <p>70の2の6—1 年の中途において、その年の1月1日において20歳以上の者が同日において60歳以上の者の孫になったことから、措置法第70条の2の6第2項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、相続税法第21条の5(措置法第70条の2の4を含む。)の規定の適用があることに留意する。</p> <p>〔措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係〕</p> <p>(居住の用に供したとき等)</p> <p>70の3—1 . . .</p> <p>(1) 措置法規則第23条の6第9項第1号又は第2号の場合 同項第1号イ(2)又は第2号イ(2)に掲げる書類にあっては住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、同項第1号ロ(3)又は第2号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族の住民票の写しの提出を約するもので、また、同項第1号ホ(4)又は第2号ホ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供する予定時期の記載があるもので差し支えない。</p> <p>(2) . . .</p> <p>〔措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除))関係〕</p> <p>(納税猶予分の贈与税額に相当する担保)</p> <p>70の4—17 . . .</p> <p>(注) 上記平均余命年数は、相続税法施行規則(昭和25年大蔵省令第17号)第12条の3((平均余命))に定める平均余命によることに留意する(70の6—17において同じ。))。</p> <p>(農業経営基盤強化促進法に規定する事業による譲渡をした場合)</p>

改正後	改正前
<p>70の4—29の2 . . .</p> <p>したがって、措置法令第40条の6第11項第4号イ又はロの要件を満たさない受贈者が行った農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号（（市町村の定める農業振興地域整備計画））に規定する農用地区域として定められている区域内にある特例適用農地等の次に掲げる譲渡は、収用交換等による譲渡等に該当しないことに留意する。</p> <p>(1) 農業経営基盤強化促進法第7条第1号に規定する農地売買等事業のための譲渡</p> <p>(2) 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる譲渡</p> <p>(注) 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている受贈者で措置法令第40条の6第11項第4号イ若しくはロの要件を満たす受贈者が上記の(1)若しくは(2)に掲げる譲渡を行った場合におけるこれらの譲渡又は措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている相続人が上記の(1)若しくは(2)に掲げる譲渡を行った場合におけるこれらの譲渡は、それぞれ措置法第70条の4第1項第1号又は措置法第70条の6第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算上の分子の対象となる譲渡等から除外されることに留意する。</p> <p>(平成30年前旧法適用受贈者が有する特例適用農地等が特定生産緑地である場合の納税猶予期限の確定事由)</p> <p>70の4—37の3 所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第15条による改正後の措置法第70条の4第2項第4号及び第5項の規定は、平成30年4月1日以後に贈与により取得をする農地等に係る贈与税について適用することとされ、同日前に贈与により取得をした農地等に係る贈与税については、なお従前の例によることとされている。</p> <p>したがって、平成30年前旧法適用受贈者（次に掲げる受贈者をいう。以下70の4—37の3において同じ。）が有する特例適用農地等（同号イに規定する特定生産緑地に該当するものに限る。）について、同項第1号ロに規定する指定の解除があった場合であっても、<u>原則として</u>、納税猶予の期限は確定しないことに留意する。</p> <p>なお、当該特例適用農地等について、生産緑地法の規定による買取りの申出があった場合又は都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更により特定市街化区域農地等に該当することとなった場合（当該変更により措置法第70条の4第2項第4号ロ又はハに掲げる農地でなくなった場合を除く。）については、納税猶予の期限は確定することに留意する（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則118⑦、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下70の6—65の2までにおいて「令和2年改正法」という。）附則108①）。</p> <p>(注) . . .</p>	<p>70の4—29の2 . . .</p> <p>したがって、措置法令第40条の6第11項第4号イ又はロの要件を満たさない受贈者が行った農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号（（市町村の定める農業振興地域整備計画））に規定する農用地区域として定められている区域内にある特例適用農地等の次の(1)から(3)までに掲げる譲渡は、収用交換等による譲渡等に該当しないことに留意する。</p> <p>(1) 農業経営基盤強化促進法第7条第1号に規定する農地売買等事業（<u>農用地等の借受けを除く。</u>）のための譲渡</p> <p>(2) 農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第1号に定める事業（同号ハに掲げるものを除く。）及び同項第2号に定める事業に限る。）のための譲渡</p> <p>(3) 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる譲渡</p> <p>(注) 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている受贈者で措置法令第40条の6第11項第4号イ若しくはロの要件を満たす受贈者が上記の(1)から(3)までに掲げる譲渡を行った場合におけるこれらの譲渡又は措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている相続人が上記の(1)から(3)までに掲げる譲渡を行った場合におけるこれらの譲渡は、それぞれ措置法第70条の4第1項第1号又は措置法第70条の6第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算上の分子の対象となる譲渡等から除外されることに留意する。</p> <p>(平成30年前旧法適用受贈者が有する特例適用農地等が特定生産緑地である場合の納税猶予期限の確定事由)</p> <p>70の4—37の3 所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第15条による改正後の措置法第70条の4第2項第4号及び第5項の規定は、平成30年4月1日以後に贈与により取得をする農地等に係る贈与税について適用することとされ、同日前に贈与により取得をした農地等に係る贈与税については、なお従前の例によることとされている。</p> <p>したがって、平成30年前旧法適用受贈者（次に掲げる受贈者をいう。以下70の4—37の3において同じ。）が有する特例適用農地等（同号イに規定する特定生産緑地に該当するものに限る。）について、同項第1号ロに規定する指定の解除があった場合であっても、納税猶予の期限は確定しないことに留意する。</p> <p>ただし、当該特例適用農地等について、生産緑地法の規定による買取りの申出があった場合又は都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更により特定市街化区域農地等に該当することとなった場合には、納税猶予の期限は確定することに留意する。</p> <p>(注) . . .</p>

改正後	改正前
<p>(令和2年前旧法適用受贈者が第70条の4第15項から第17項までの規定の適用を受ける場合に取得等ができる農地等)</p> <p>70の4—71の3 令和2年前旧法適用受贈者(70の4—37の3に規定する平成30年前旧法適用受贈者及び令和2年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法(以下70の6—65の2までにおいて「<u>令和2年改正前の措置法</u>」という。)<u>第70条の4第1項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者をいう。)</u>が、<u>令和2年改正法附則第108条第1項の規定により、措置法第70条の4第15項から第17項までの規定の適用を受ける場合には、同条第2項第4号ロに規定する田園住居地域内にある農地又は同号ハに規定する区域内にある農地を代替取得農地等又は付替農地等とすることができることに留意する。</u></p> <p><u>また、これらの農地が都市計画法の規定に基づく都市計画の変更により当該田園住居地域内にある農地又は当該区域内にある農地でなくなったことにより特定市街化区域農地等に該当することとなった場合には、納税猶予の期限は確定しないことに留意する。</u></p> <p>(措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付け)</p> <p>70の4—80 . . .</p> <p>(1) 特例適用農地等が措置法令第40条の6第52項第1号イ又はロに掲げる地域又は区域のいずれにも存しない場合における貸付け</p> <p>(2) 措置法第70条の4の2第1項第2号に掲げる貸付け</p> <p>(3) . . .</p> <p>(貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合)</p> <p>70の4—84 措置法令第40条の6第52項第3号に規定する「<u>貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合</u>」とは、<u>同項第1号イ又はロに掲げる地域又は区域にある特例適用農地等について、同号イに規定する農地中間管理機構又は同号ロに規定する利用権設定等促進事業を行っている市町村に対し、当該特例適用農地等に係る措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みが当該貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該貸付けの申込みによる貸付けができない場合をいうことに留意する。</u></p> <p>なお、当該特例適用農地等の所在が措置法令第40条の6第52項第1号イ又はロまでに掲げる地域又は区域の2以上に該当する場合には、該当する同号に掲げる農地中間管理機構又は利用権設定等促進事業を行っている市町村の全てに対して貸付けの申込みが行われていなければならないことに留意する。</p>	<p>(平成30年前旧法適用受贈者が第70条の4第15項から第17項までの規定の適用を受ける場合に取得等ができる農地)</p> <p>70の4—71の3 平成30年前旧法適用受贈者(70の4—37の3に規定する平成30年前旧法適用受贈者をいう。以下70の4—71の3において同じ。)<u>が、特例適用農地等について、平成30年4月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。以下70の4—71の3において「平成30年改正法」という。)</u>第15条の規定による改正前の措置法第70条の4第15項から第17項までの規定の適用を受ける場合には、<u>平成30年改正法第15条の規定による改正後の措置法第70条の4第2項第4号ロに規定する田園住居地域内にある農地を代替取得農地等又は付替農地等とすることができることに留意する。</u></p> <p><u>この場合において、当該農地に係る贈与税については、同条第5項及び第17項の規定が適用されることに留意する。</u></p> <p>(措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付け)</p> <p>70の4—80 . . .</p> <p>(1) 特例適用農地等が措置法令第40条の6第52項第1号イからハに掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合における貸付け</p> <p>(2) 措置法第70条の4の2第1項第2号又は第3号に掲げる貸付け</p> <p>(3) . . .</p> <p>(貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合)</p> <p>70の4—84 措置法令第40条の6第52項第3号に規定する「<u>貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合</u>」とは、<u>同項第1号イからハまでに掲げる地域若しくは区域にある特例適用農地等について、同号イに規定する農地中間管理機構、同号ロに規定する農地利用集積円滑化事業を行う者及び同号ハに規定する利用権設定等促進事業を行っている市町村に対して、当該特例適用農地等に係る措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みが当該貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該貸付けの申込みによる貸付けができない場合をいうことに留意する。</u></p> <p>なお、当該特例適用農地等の所在が措置法令第40条の6第52項第1号イからハまでに掲げる地域若しくは区域の2以上に該当する場合には、該当する同号に掲げる農地中間管理機構、<u>農地利用集積円滑化事業を行う者又は利用権設定等促進事業を行っている市町村の全てに対して貸付けの申込みが行われていなければならないことに留意する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類)</p> <p>70の4—86 措置法第70条の4第22項に規定する届出書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7第35項第2号ニに定める書類は、営農困難時貸付けを行った特例適用農地等の所在が同号ニ(1)又は(2)に掲げる地域又は区域の2以上に該当する場合には、該当する同号ニ(1)又は(2)に掲げる農地中間管理機構又は市町村長の全てのものの書類をいうことに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類)</p> <p>70の4—89 措置法令第40条の6第55項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7第39項第1号に定める書類は、当該申請書を提出する受贈者が貸付けの申込みを行っている同号イ又はロに掲げる農地中間管理機構又は市町村長の書類をいうことに留意する。</p> <p>(営農困難時貸付けを行った準農地)</p> <p>70の4—93 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける同項に規定する準農地について営農困難時貸付けが行われた場合に、当該準農地の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限後10年を経過する日において、当該準農地のうち農地又は採草放牧地として当該営農困難時貸付けにより当該準農地を借り受けた者(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う同条第4項に規定する農地中間管理機構から当該準農地を借り受けた者を含む。)の農業の用に供されていないものがあるときは、当該農業の用に供されていない準農地の価額に対応する部分に相当する贈与税については、当該10年を経過する日の翌日から2月を経過する日が納税猶予の期限となることに留意する。</p> <p>[措置法第70条の4の2((贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例))関係]</p> <p>(措置法第70条の4の2の適用の対象となる特例適用農地等の範囲)</p> <p>70の4の2—1 措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付け(以下70の4の2—7までにおいて「特定貸付け」という。)の対象となる農地又は採草放牧地とは、措置法令第40条の6第52項第1号イ又はロに掲げる地域又は区域に所在する農地又は採草放牧地であり、措置法第70条の4の2第1項の規定の適用がある農地又は採草放牧地は特例適用農地等に限られるのであるが、この場合において、次に掲げる特例適用農地等は特定貸付けの対象とならないことに留意する。</p>	<p>(営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類)</p> <p>70の4—86 措置法第70条の4第22項に規定する届出書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7第35項第2号ニに定める書類は、営農困難時貸付けを行った特例適用農地等の所在が同号ニ(1)から(3)に掲げる地域又は区域の2以上に該当する場合には、該当する同号ニ(1)から(3)に掲げる農地中間管理機構、<u>農地利用集積円滑化団体</u>又は市町村長の全てのものの書類をいうことに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類)</p> <p>70の4—89 措置法令第40条の6第55項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7第39項第1号に定める書類は、当該申請書を提出する受贈者が貸付けの申込みを行っている同号イからハに掲げる農地中間管理機構、<u>農地利用集積円滑化団体</u>又は市町村長の書類をいうことに留意する。</p> <p>(営農困難時貸付けを行った準農地)</p> <p>70の4—93 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける同項に規定する準農地について営農困難時貸付けが行われた場合に、当該準農地の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限後10年を経過する日において、当該準農地のうち農地又は採草放牧地として当該営農困難時貸付けにより当該準農地を借り受けた者(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う同条第4項に規定する農地中間管理機構又は<u>農業経営基盤強化促進法</u>第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う者から当該準農地を借り受けた者を含む。)の農業の用に供されていないものがあるときは、当該農業の用に供されていない準農地の価額に対応する部分に相当する贈与税については、当該10年を経過する日の翌日から2月を経過する日が納税猶予の期限となることに留意する。</p> <p>[措置法第70条の4の2((贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例))関係]</p> <p>(措置法第70条の4の2の適用の対象となる特例適用農地等の範囲)</p> <p>70の4の2—1 措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付け(以下70の4の2—7までにおいて「特定貸付け」という。)の対象となる農地又は採草放牧地とは、措置法令第40条の6第52項第1号イからハまでに掲げる地域若しくは区域に所在する農地又は採草放牧地であり、措置法第70条の4の2第1項の規定の適用がある農地又は採草放牧地は特例適用農地等に限られるのであるが、この場合において、次に掲げる特例適用農地等は特定貸付けの対象とならないことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>・・・</p> <p>(貸付期限の更新があった場合)</p> <p>70の4の2—5 措置法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付農地等(以下70の4の2—7までにおいて「特定貸付農地等」という。)の貸付に係る期限の到来前に、当該貸付に係る期限を延長したときには、当該延長前の貸付に係る期限において同条第3項に規定する貸付期限は到来しないことに留意する。</p> <p><u>(注) 所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)附則第79条第9項に規定する貸付を行っている特例適用農地等に係る農地売買等事業(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号。以下(注)において「改正法」という。)附則第4条第3項((旧農地利用集積円滑化団体に関する経過措置))の農地売買等事業をいう。)に係る権利及び義務が、改正法附則第4条第3項の規定により、同項の旧円滑化団体から同項の農地中間管理機構に承継されたときは、当該承継されたときにおいて当該貸付期限は到来しないことに留意する。</u></p> <p>(新たな特定貸付に関する承認申請書の添付書類)</p> <p>70の4の2—6 措置法令第40条の6の2第3項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7の2第6項に定める書類は、当該申請書を提出する農業相続人が貸付の申込みを行っている同項第1号又は第2号に掲げる農地中間管理機構又は市町村長の書類をいうことに留意する。</p> <p>(注) ・・・</p> <p>[措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予及び免除等))関係]</p> <p>(農業を営んでいた個人の範囲)</p> <p>70の6—5 ・・・</p> <p>(1) 次に掲げる規定に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで当該規定による贈与税の納期限延長又は納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者</p> <p>・・・</p> <p>↳ 令和2年改正前の措置法第70条の4第1項</p> <p>(2) ・・・</p> <p>(納税猶予分の相続税額に相当する担保)</p> <p>70の6—17 ・・・</p>	<p>・・・</p> <p>(貸付期限の更新があった場合)</p> <p>70の4の2—5 措置法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付農地等(以下70の4の2—7までにおいて「特定貸付農地等」という。)の貸付に係る期限の到来前に、当該貸付に係る期限を延長したときには、当該延長前の貸付に係る期限において同条第3項に規定する貸付期限は到来しないことに留意する。</p> <p>(新たな特定貸付に関する承認申請書の添付書類)</p> <p>70の4の2—6 措置法令第40条の6の2第3項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7の2第6項に定める書類は、当該申請書を提出する農業相続人が貸付の申込みを行っている同項第1号から第3号に掲げる農地中間管理機構、<u>農地利用集積円滑化団体</u>又は市町村長の書類をいうことに留意する。</p> <p>(注) ・・・</p> <p>[措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予及び免除等))関係]</p> <p>(農業を営んでいた個人の範囲)</p> <p>70の6—5 ・・・</p> <p>(1) 次に掲げる規定に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで当該規定による贈与税の納期限延長又は納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者</p> <p>・・・</p> <p>(2) ・・・</p> <p>(納税猶予分の相続税額に相当する担保)</p> <p>70の6—17 ・・・</p>

改正後	改正前
<p>(注) 次に掲げる農業相続人(相続又は遺贈により特例農地等を取得をした日において当該特例農地等のうちに都市営農農地等がある農業相続人を除く。)の納税猶予に係る相続税の本税の額のうち、当該特例農地等のうち措置法第70条の6第6項第2号ロに規定する市街化区域内農地等(措置法第70条の4第2項第4号ロ又はハに掲げる農地であって同項第3号イからハマで掲げる区域内に所在するもの及び措置法第70条の6第6項第2号に規定する生産緑地等を除く。以下70の6—17において同じ。)に係る農業投資価格控除後の価格に対応する部分の金額については、上記(2)の「平均余命年数」を「平均余命年数(20年を限度とする。)」と読み替えて、当該金額に係る納税猶予期間中の利子税の額を計算する。</p> <p>・・・</p> <p>(市街化区域内農地等に係る納税猶予税額について申告書の提出期限の翌日から20年を経過して免除があった場合の100分の20の計算)</p> <p>70の6—30の2 措置法第70条の6第39項第4号の規定により、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日において、農業相続人(相続又は遺贈により財産を取得した日において都市営農農地等である特例農地等を有しないものに限る。)が有する特例農地等のうちに当該取得をした日において同号の市街化区域内農地等(措置法第70条の4第2項第4号ロ又はハに掲げる農地であって同項第3号イからハマで掲げる区域内に所在するもの及び措置法第70条の6第6項第2号に規定する生産緑地等を除く。以下70の6—30の2において同じ。)がある場合には、当該市街化区域内農地等に係る納税猶予税額については、同条第39項第4号の規定により当該20年を経過する日において免除されるが、免除の時において同条第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算を行う必要はなく、同項後段の適用はないことに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>(相続税の納税猶予期限)</p> <p>70の6—40 所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第15条の規定による改正後の措置法第70条の6第1項に規定する相続税の納税猶予期限は、原則として、次に掲げる相続人の区分に応じ、それぞれに掲げる日となることに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>(注) 1 ・・・</p> <p>2 上記の「地方圏市街化区域内農地等」とは、特例農地等のうち同条第6項第2号ロに規定する市街化区域内農地等(措置法第70条の4第2項第4号ロ又はハに掲げる農地であって同項第3号イからハマで掲げる区域内に所在するもの及び措置法第70条の6第6項第2号に規定する生産緑地等を除く。)をいう(下図のC農地)。</p> <p>3 ・・・</p>	<p>(注) 次に掲げる農業相続人(相続又は遺贈により特例農地等を取得をした日において当該特例農地等のうちに都市営農農地等がある農業相続人を除く。)の納税猶予に係る相続税の本税の額のうち、当該特例農地等のうち措置法第70条の6第6項第2号ロに規定する市街化区域内農地等(措置法第70条の4第2項第4号ロに掲げる農地であって同項第3号イからハマで掲げる区域内に所在するもの及び措置法第70条の6第6項第2号に規定する生産緑地等を除く。以下70の6—17において同じ。)に係る農業投資価格控除後の価格に対応する部分の金額については、上記(2)の「平均余命年数」を「平均余命年数(20年を限度とする。)」と読み替えて、当該金額に係る納税猶予期間中の利子税の額を計算する。</p> <p>・・・</p> <p>(市街化区域内農地等に係る納税猶予税額について申告書の提出期限の翌日から20年を経過して免除があった場合の100分の20の計算)</p> <p>70の6—30の2 措置法第70条の6第39項第4号の規定により、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日において、農業相続人(相続又は遺贈により財産を取得した日において都市営農農地等である特例農地等を有しないものに限る。)が有する特例農地等のうちに当該取得をした日において同号の市街化区域内農地等(措置法第70条の4第2項第4号ロに掲げる農地であって同項第3号イからハマで掲げる区域内に所在するもの及び措置法第70条の6第6項第2号に規定する生産緑地等を除く。以下70の6—30の2において同じ。)がある場合には、当該市街化区域内農地等に係る納税猶予税額については、同条第39項第4号の規定により当該20年を経過する日において免除されるが、免除の時において同条第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算を行う必要はなく、同項後段の適用はないことに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>(相続税の納税猶予期限)</p> <p>70の6—40 所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)による改正後の措置法第70条の6第1項に規定する相続税の納税猶予期限は、<u>同条第21項の規定の適用の有無にかかわらず</u>、原則として、次に掲げる相続人の区分に応じ、それぞれに掲げる日となることに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>(注) 1 ・・・</p> <p>2 上記の「地方圏市街化区域内農地等」とは、特例農地等のうち同条第6項第2号ロに規定する市街化区域内農地等(措置法第70条の4第2項第4号ロに掲げる農地であって同項第3号イからハマで掲げる区域内に所在するもの及び措置法第70条の6第6項第2号に規定する生産緑地等を除く。)をいう(下図のC農地)。</p> <p>3 ・・・</p>

改正後

〔図〕 特例農地等の区分及び納税猶予期限

地理的区分 都市計画区分		三大都市圏		地方圏
		特定市	特定市以外	
市街化区域	生産緑地等	A農地 納税猶予期限 ：農業相続人の死亡の日	B農地 納税猶予期限：農業相続人の死亡の日	C農地 納税猶予期限：申告期限の翌日から 20年を経過する日
	田園住居地域内の農地			
	地区計画農地保全条例による制限を受ける区域内にある農地			
	上記以外	[特定市市街化区域農地等]		
市街化区域以外		D農地 納税猶予期限：農業相続人の死亡の日		

※相続又は遺贈により特例農地等の取得をした日において、特例農地等のうちに都市営農農地等を有する農業相続人については、その全ての特例農地等について、農業相続人の死亡の日が納税猶予期限とされている。

改正前

〔図〕 特例農地等の区分及び納税猶予期限

地理的区分 都市計画区分		三大都市圏		地方圏
		特定市	特定市以外	
市街化区域	生産緑地等	A農地 納税猶予期限 ：農業相続人の死亡の日	B農地 納税猶予期限：農業相続人の死亡の日	C農地 納税猶予期限：申告期限の翌日から 20年を経過する日
	田園住居地域内の農地			
	上記以外		[特定市市街化区域農地等]	
市街化区域以外		D農地 納税猶予期限：農業相続人の死亡の日		

※相続又は遺贈により特例農地等の取得をした日において、特例農地等のうちに都市営農農地等を有する農業相続人については、その全ての特例農地等について、死亡の日が納税猶予期限とされている。

(令和2年前旧法適用相続人が第70条の6第19項から第21項までの規定の適用を受ける場合に取得等ができる農地等)

70の6—65の2 令和2年前旧法適用相続人(70の6—41の3に規定する平成30年前旧法適用相続人及び令和2年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人をいう。)が、令和2年改正法附則第108条第2項の規定により、措置法第70条の6第19項において準用する同法第70条の4第15項の規定、同法第70条の6第20項の規定又は同条第21項において準用する同法第70条の4第17項の規定の適用を受ける場合については、70の4—71の3((令和2年前旧法適用受贈者が第70条の4第15項から第17項までの規定の適用を受ける場合に取得等ができる農地等))を準用する。

(特定貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合)

70の6—79 措置法令第40条の7第56項に規定する「貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合」とは、同項各号に掲げる地域又は区域にある特例農地等について、同項第1号に規定する農地中間管理機構又は同項第2号に規定する利用権設定等促進事業を行っている市町村に対し、当該特例農地等に係る措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みが当該貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該貸付けの申込みによる貸付けができない場合をいうことに留意する。

なお、当該特例農地等の所在が措置法令第40条の7第56項各号に掲げる地域又は区域の2以上

(平成30年前旧法適用相続人が第70条の6第19項から第21項までの規定の適用を受ける場合に取得等ができる農地)

70の6—65の2 平成30年前旧法適用相続人(70の6—41の3に規定する平成30年前旧法適用相続人をいう。以下70の6—65の2において同じ。)が、特例農地等について、平成30年改正前の措置法第70条の6第19項において準用する同法第70条の4第15項の規定、同法第70条の6第20項の規定又は同条第21項において準用する同法第70条の4第17項の規定の適用を受ける場合は、70の4—71の3((平成30年前旧法適用受贈者が第70条の4第15項から第17項までの規定の適用を受ける場合に取得等ができる農地))を準用する。

(特定貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合)

70の6—79 措置法令第40条の7第56項に規定する「貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合」とは、同項各号に掲げる地域若しくは区域にある特例農地等が同項第1号に規定する農地中間管理機構、同項第2号に規定する農地利用集積円滑化事業を行う者及び同項第3号に規定する利用権設定等促進事業を行っている市町村に対して、当該特例農地等に係る措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みが当該貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該貸付けの申込みによる貸付けができない場合をいうことに留意する。

なお、当該特例農地等の所在が措置法令第40条の7第56項各号に掲げる地域若しくは区域の2以

改正後	改正前
<p>に該当する場合には、該当する各号に掲げる農地中間管理機構又は利用権設定等促進事業を行っている市町村の全てに対して貸付けの申込みが行われていなければならないことに留意する。</p> <p>(市街化区域内農地等に対応する納税猶予税額の免除)</p> <p>70の6—97 措置法第70条の6第39項の規定により納税猶予税額のうち同項第4号に規定する市街化区域内農地等(措置法第70条の4第2項第4号ロ又はハに掲げる農地であって同項第3号イからハマまでに掲げる区域内に所在するもの及び措置法第70条の6第6項第2号に規定する生産緑地等を除く。以下70の6—97において「市街化区域内農地等」という。)に係る納税猶予税額が免除される場合の当該納税猶予税額は、次の(1)又は(2)によることに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>[措置法第70条の6の2((相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例)関係)]</p> <p>(措置法第70条の6の2の適用の対象となる特例農地等の範囲)</p> <p>70の6の2—1 措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け(以下70の6の2—8までにおいて「特定貸付け」という。)の対象となる農地又は採草放牧地とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地以外の措置法令第40条の7第56項各号に掲げる地域又は区域に所在する農地又は採草放牧地であり、措置法第70条の6の2第1項の規定の適用がある農地又は採草放牧地は特例農地等に限られるのであるが、この場合において、次に掲げる特例農地等は特定貸付けの対象とならないことに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>[措置法第70条の6の3((特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例)関係)]</p> <p>(措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けを行っていた農地又は採草放牧地)</p> <p>70の6の3—2 ・・・</p> <p>(1) 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)第2条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業のために都道府県農地保有合理化法人(同法第7条第1項の承認を受けた法人(同法第5条第2項第4号ロの規定により農業経営基盤強化促進基本方針に定められた者に限る。))をいう。)に対し行っていた貸付け(3)に該当するものを除く。)</p> <p>(2) 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)第2条の規定による改正前の農業経</p>	<p>上に該当する場合には、該当する各号に掲げる農地中間管理機構、農地利用集積田滑化事業を行う者又は利用権設定等促進事業を行っている市町村の全てに対して貸付けの申込みが行われていなければならないことに留意する。</p> <p>(市街化区域内農地等に対応する納税猶予税額の免除)</p> <p>70の6—97 措置法第70条の6第39項の規定により納税猶予税額のうち同項第4号に規定する市街化区域内農地等(措置法第70条の4第2項第4号ロに掲げる農地であって同項第3号イからハマまでに掲げる区域内に所在するもの及び措置法第70条の6第6項第2号に規定する生産緑地等を除く。以下70の6—97において「市街化区域内農地等」という。)に係る納税猶予税額が免除される場合の当該納税猶予税額は、次の(1)又は(2)によることに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>[措置法第70条の6の2((相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例)関係)]</p> <p>(措置法第70条の6の2の適用の対象となる特例農地等の範囲)</p> <p>70の6の2—1 措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け(以下70の6の2—8までにおいて「特定貸付け」という。)の対象となる農地又は採草放牧地とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地以外の措置法令第40条の7第56項各号に掲げる地域若しくは区域に所在する農地又は採草放牧地であり、措置法第70条の6の2第1項の規定の適用がある農地又は採草放牧地は特例農地等に限られるのであるが、この場合において、次に掲げる特例農地等は特定貸付けの対象とならないことに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>[措置法第70条の6の3((特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例)関係)]</p> <p>(措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けを行っていた農地又は採草放牧地)</p> <p>70の6の3—2 ・・・</p> <p>(1) 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)による改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業のために都道府県農地保有合理化法人(同法第7条第1項の承認を受けた法人(同法第5条第2項第4号ロの規定により農業経営基盤強化促進基本方針に定められた者に限る。))をいう。)に対し行っていた貸付け(3)に該当するものを除く。)</p> <p>(2) 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)による改正前の農業経営基盤強化促進</p>

改正後	改正前
<p>営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業のために旧市町村農地保有合理化法人（同法第7条第1項の承認を受けた法人（同法第6条第3項の規定により農業経営基盤強化促進基本構想に定められた者に限る。）をいう。以下70の6の3—2において同じ。）に対し行っていた貸付けのうち、次のいずれかに該当するもの（(3)に該当するものを除く。）</p> <p>イ</p> <p>ロ 旧市町村農地保有合理化法人が、<u>農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第2条の規定による改正後の農業経営基盤強化促進法第11条の9第1項の規定により農地利用集積円滑化事業規程（同項に規定する農地利用集積円滑化事業規程をいう。）の承認を受けている場合における当該貸付け</u></p> <p>(3)</p> <p>(4) 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業（同項第1号に掲げる事業に限る。）のために都道府県農地保有合理化法人（同法第7条第1項の承認を受けた法人をいう。）に対して行っていた貸付け</p> <p>(5) <u>農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）第2条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第1号に定める事業（同号ハに掲げるものを除く。）及び同項第2号に定める事業に限る。）のために同法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体に対して行っていた貸付け</u></p> <p>〔措置法第70条の6の7（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）関係〕</p> <p>（相続税の額に相当する担保）</p> <p>70の6の7—4</p> <p>（注）1 上記平均余命年数は、相続税法施行規則第12条の6（<u>（定期金給付契約の目的とされた者に係る平均余命）</u>）に定める平均余命によることに留意する。</p> <p>2</p> <p>〔措置法第70条の6の8（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除）関係〕</p> <p>（贈与税の額に相当する担保）</p> <p>70の6の8—11</p> <p>（注） 上記平均余命年数は、相続税法施行規則第12条の6（<u>（定期金給付契約の目的とされた者に係る平均余命）</u>）に定める平均余命によることに留意する（以下70の6の10—10において同</p>	<p>法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業のために旧市町村農地保有合理化法人（同法第7条第1項の承認を受けた法人（同法第6条第3項の規定により農業経営基盤強化促進基本構想に定められた者に限る。）をいう。以下70の6の3—2において同じ。）に対し行っていた貸付けのうち、次のいずれかに該当するもの（(3)に該当するものを除く。）</p> <p>イ</p> <p>ロ 旧市町村農地保有合理化法人が、<u>農業経営基盤強化促進法第11条の9第1項の規定により農地利用集積円滑化事業規程（同項に規定する農地利用集積円滑化事業規程をいう。）の承認を受けている場合における当該貸付け</u></p> <p>(3)</p> <p>(4) 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第1条による改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業（同項第1号に掲げる事業に限る。）のために都道府県農地保有合理化法人（同法第7条第1項の承認を受けた法人をいう。）に対して行っていた貸付け</p> <p>〔措置法第70条の6の7（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）関係〕</p> <p>（相続税の額に相当する担保）</p> <p>70の6の7—4</p> <p>（注）1 上記平均余命年数は、相続税法施行規則第12条の3（<u>（平均余命）</u>）に定める平均余命によることに留意する。</p> <p>2</p> <p>〔措置法第70条の6の8（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除）関係〕</p> <p>（贈与税の額に相当する担保）</p> <p>70の6の8—11</p> <p>（注） 上記平均余命年数は、相続税法施行規則第12条の3（<u>（平均余命）</u>）に定める平均余命によることに留意する（以下70の6の10—10において同じ。）。</p>

改正後	改正前
<p>じ。)</p> <p>(贈与者の事業の用に供されていた宅地等の範囲)</p> <p>70の6の8—15 措置法令第40条の7の8第6項の「贈与者の事業の用に供されていた宅地等」とは、贈与者(生計一親族等を含む。)の事業の用に供されていた建物又は構築物(以下70の6の8—15の2までにおいて「建物等」という。)で、当該贈与者が所有していたもの又は当該贈与者の親族(生計一親族等を除く。以下70の6の8—15の2までにおいて「その他親族」という。)が所有していたもの(当該贈与者が当該建物等を当該その他親族から無償(相当の対価に至らない程度の対価の授受がある場合を含む。70の6の8—15の2において同じ。)で借り受けていた場合における当該建物等に限る。)の敷地の用に供されていた宅地等(当該贈与の直前において配偶者居住権に基づき使用又は収益されていた建物等の敷地の用に供されていたものを除く(当該宅地等については70の6の8—15の2参照。))をいうことに留意する。</p> <p>(注) 他に貸し付けられていた宅地等(当該貸付けが不動産貸付業、駐車場業及び自転車駐車場業に該当する場合に限る。)は、「贈与者の事業の用に供されていた宅地等」に該当しないことに留意する。70の6の8—15の2において同じ。</p> <p>(宅地等が配偶者居住権の目的となっている建物等の敷地である場合の贈与者の事業の用に供されていた宅地等の範囲)</p> <p>70の6の8—15の2 贈与により取得した宅地等が、当該贈与の直前において配偶者居住権に基づき使用又は収益されていた建物等の敷地の用に供されていたものである場合には、贈与者(生計一親族等を含む。)の事業の用に供されていた建物等(当該贈与者又はその他親族が所有していた建物等をいう。以下70の6の8—15の2において同じ。)で、当該贈与者が配偶者居住権者(当該配偶者居住権を有する者をいう。以下70の6の8—15の2において同じ。)であるもの又はその他親族が配偶者居住権者であるもの(当該贈与者が当該建物等を配偶者居住権者である当該その他親族から無償で借り受けていた場合における当該建物等に限る。)の敷地の用に供されていた宅地等が、措置法令第40条の7の8第6項の「贈与者の事業の用に供されていた宅地等」に該当することに留意する。</p> <p>(必要経費不算入対価等の意義)</p> <p>70の6の8—23 必要経費不算入対価等の算定に当たっては、次によることに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) 当該特定事業用資産に係る事業に従事する当該特例事業受贈者の使用人(措置法令第40条の7</p>	<p>(贈与者の事業の用に供されていた宅地等の範囲)</p> <p>70の6の8—15 措置法令第40条の7の8第6項の「贈与者の事業の用に供されていた宅地等」とは、贈与者(生計一親族等を含む。)の事業の用に供されていた建物又は構築物で、当該贈与者が所有していたもの又は当該贈与者の親族(生計一親族等を除く。)が所有していたもの(当該贈与者が当該建物又は構築物を当該親族から無償(相当の対価に至らない程度の対価の授受がある場合を含む。)で借り受けていた場合における当該建物又は構築物に限る。)の敷地の用に供されていたものをいうことに留意する。</p> <p>(新設)</p> <p>(必要経費不算入対価等の意義)</p> <p>70の6の8—23 必要経費不算入対価等の算定に当たっては、次によることに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) 当該特定事業用資産に係る事業に従事する当該特例事業受贈者の使用人(措置法令第40条の7の</p>

改正後	改正前
<p>の8第15項第1号又は第2号に掲げる者を除く。)が当該事業に従事したことにより支払を受けた対価又は給与は、<u>同条第16項の規定により必要経費不算入対価等に該当しないことに留意する。</u></p> <p>(特例受贈事業用資産の処分によって得た対価がある場合)</p> <p>70の6の8—37 措置法令第40条の7の8第18項の事由により特例受贈事業用資産を処分した場合において、その処分によって得た対価があるとき<u>(その処分に要した費用の額がある場合には、当該対価の額が当該費用の額を超えるときに限る。)</u>は、当該特例受贈事業用資産の処分は同項の廃棄に該当しないことに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(買換承認に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等)</p> <p>70の6の8—38 特例事業受贈者が措置法第70条の6の8第5項の規定の適用を受けようとする場合には、措置法令第40条の7の8第21項に規定する期限(以下70の6の8—38において「申請期限」という。)までに同項に規定する申請書(以下70の6の8—38において「承認申請書」という。)を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、措置法第70条の6の8第5項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>当該申請書を申請期限までに提出しない場合には、同項の譲渡をした特例受贈事業用資産に係る猶予中贈与税額に相当する贈与税については当該譲渡があった日から2月を経過する日(当該譲渡があった日から当該2月を経過する日までの間に当該特例事業受贈者が死亡した場合には、当該特例事業受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該特例事業受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日)に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 「譲渡があった日」とは、当該特例受贈事業用資産の引渡しがあった日をいうことに留意する。</p> <p><u>ただし、当該特例事業受贈者が措置法第70条の6の8第5項の規定の適用を受けようとする場合において、当該特例受贈事業用資産の譲渡に関する契約の締結された日をもって当該譲渡があった日とする承認申請書が提出されたときは、当該契約の締結された日をもって「譲渡があった日」として取り扱って差し支えない(以下70の6の10—39までにおいて同じ。)</u></p> <p>3 特例受贈事業用資産について交換、換地処分又は権利変換が行われた場合で、当該交換、</p>	<p>8第15項第1号又は第2号に掲げる者を除く。)が当該事業に従事したことにより支払を受けた対価又は給与は、<u>必要経費不算入対価等に該当しないものとして差し支えない。</u></p> <p>(特例受贈事業用資産の処分によって得た対価がある場合)</p> <p>70の6の8—37 措置法令第40条の7の8第18項の事由により特例受贈事業用資産を処分した場合において、その処分によって得た対価があるときは、当該特例受贈事業用資産の処分は同項の廃棄に該当しないことに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(買換承認に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等)</p> <p>70の6の8—38 特例事業受贈者が措置法第70条の6の8第5項の規定の適用を受けようとする場合には、措置法令第40条の7の8第21項に規定する期限(以下70の6の8—38において「申請期限」という。)までに同項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、措置法第70条の6の8第5項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>当該申請書を申請期限までに提出しない場合には、同項の譲渡をした特例受贈事業用資産に係る猶予中贈与税額に相当する贈与税については当該譲渡があった日から2月を経過する日(当該譲渡があった日から当該2月を経過する日までの間に当該特例事業受贈者が死亡した場合には、当該特例事業受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該特例事業受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日)に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 「譲渡があった日」とは、当該特例受贈事業用資産の引渡しがあった日をいうことに留意する<u>(以下70の6の10—39までにおいて同じ。)</u></p>

改正後	改正前
<p>換地処分又は権利変換が所得税法又は措置法の規定により所得税の課税上譲渡がなかったものとみなされたときであっても、当該交換、換地処分又は権利変換は、措置法第70条の6の8第5項の譲渡に該当することから、当該交換、換地処分又は権利変換により取得した資産について同項の規定の適用を受けようとする場合には、申請期限までに承認申請書の提出を要することに留意する。</p> <p>(買換承認に係る1年を経過する日までに特例事業受贈者が死亡した場合)</p> <p>70の6の8—43 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 . . .</p> <p>3 上記(2)の場合には、措置法第70条の6の9第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、当該譲渡をした特例受贈事業用資産は、当該特例事業受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされるのであるが、この場合において、当該特例事業受贈者が措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けるときは、措置法令第40条の7の10第35項第5号の規定により、当該譲渡は措置法第70条の6の10第5項の譲渡とみなされ、当該買換承認は、同項の承認とみなされることに留意する。</p> <p>(措置法第70条の6の8第6項の規定の適用を受けるための移転)</p> <p>70の6の8—46 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) 特例事業受贈者に係る贈与者が2以上ある場合には、贈与者の異なるものごとに判定を行うこと。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(現物出資承認を受けた後における免除事由)</p> <p>70の6の8—48 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(注) 特例事業受贈者から贈与により取得をした当該株式等について、当該贈与に係る受贈者が措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けない部分がある場</p>	<p>(買換承認に係る1年を経過する日までに特例事業受贈者が死亡した場合)</p> <p>70の6の8—43 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 . . .</p> <p>3 上記(2)の場合には、措置法第70条の6の9第1項(第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、当該譲渡をした特例受贈事業用資産は、当該特例事業受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされるのであるが、この場合において、当該特例事業受贈者が措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けるときは、措置法令第40条の7の10第35項第5号の規定により、当該譲渡は措置法第70条の6の10第5項の譲渡とみなされ、当該買換承認は、同項の承認とみなされることに留意する。</p> <p>(措置法第70条の6の8第6項の規定の適用を受けるための移転)</p> <p>70の6の8—46 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) 特例事業受贈者に係る贈与者が2以上ある場合には、贈与者の異なるものごとに判定を行うこと。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(現物出資承認を受けた後における免除事由)</p> <p>70の6の8—48 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(注) 特例事業受贈者から贈与により取得をした当該株式等について、当該贈与に係る受贈者が措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けない部分がある場合に</p>

改正後	改正前
<p>合には、当該部分に係る猶予中贈与税額については免除されず、措置法令第40条の7の8第27項において準用する措置法第70条の7第5項の規定により納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p><u>なお、特例事業受贈者が当該株式等の全ての贈与をした場合において、当該株式等を取得した受贈者において措置法令第40条の8第2項に規定する部分を超える部分が生じたときは、当該株式等のうちその超える部分については「措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けない部分」に該当しないことに留意する。</u></p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(特例受贈事業用資産に係る事業と別の事業を営んでいる場合に継続届出書に添付する貸借対照表等の意義)</p> <p>70の6の8—51 措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受ける特例事業受贈者が同項の規定の適用を受ける特例受贈事業用資産に係る事業（以下70の6の8—51において「特例対象事業」という。）と別の事業を営んでいる場合には、同条第9項の規定により提出する届出書に添付すべき措置法規則第23条の8の8第15項第2号イに掲げる貸借対照表及び損益計算書は、当該別の事業と区分された当該特例対象事業に係る貸借対照表及び損益計算書をいうことに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(贈与者が死亡した場合の免除税額等)</p> <p>70の6の8—53 . . .</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 . . .</p> <p>なお、この場合において、「当該贈与者が贈与をした特例受贈事業用資産の当該贈与の時のにおける価額」の算定に当たっては、<u>措置法令第40条の7の8第40項</u>の規定の適用に留意する。</p> <p>3 . . .</p> <p>(措置法第70条の6の8第1項の適用に係る贈与をした場合の免除)</p> <p>70の6の8—54 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p>	<p>は、当該部分に係る猶予中贈与税額については免除されず、措置法令第40条の7の8第27項において準用する措置法第70条の7第5項の規定により納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(特例受贈事業用資産に係る事業と別の事業を営んでいる場合に継続届出書に添付する貸借対照表等の意義)</p> <p>70の6の8—51 措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受ける特例事業受贈者が同項の規定の適用を受ける特例受贈事業用資産に係る事業（以下70の6の8—51において「特例対象事業」という。）と別の事業を営んでいる場合には、同条第9項の規定により提出する届出書に添付すべき措置法規則第23条の8の8第17項第2号イに掲げる貸借対照表及び損益計算書は、当該別の事業と区分された当該特例対象事業に係る貸借対照表及び損益計算書をいうことに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(贈与者が死亡した場合の免除税額等)</p> <p>70の6の8—53 . . .。</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 . . .</p> <p>なお、この場合において、「当該贈与者が贈与をした特例受贈事業用資産の当該贈与の時のにおける価額」の算定に当たっては、<u>措置法令第40条の7の8第39項</u>の規定の適用に留意する。</p> <p>3 . . .</p> <p>(措置法第70条の6の8第1項の適用に係る贈与をした場合の免除)</p> <p>70の6の8—54 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p>

改正後	改正前
<p>(3) 特例事業受贈者からの贈与により取得をした当該特例受贈事業用資産について、当該贈与に係る受贈者が措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けない部分がある場合には、当該部分に係る猶予中贈与税額については免除されず同条第4項の規定により納税の猶予に係る期限が到来する。</p> <p>(注) <u>当該受贈者が取得をした当該特例受贈事業用資産のうちに宅地等又は建物がある場合において、当該宅地等の面積の合計又は建物の床面積の合計が同条第2項第1号イ又はロに定める限度面積を超えるときにおけるその超える部分については、上記の「措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けない部分」に該当しないことに留意する。</u></p> <p>(4) <u>措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした特例受贈事業用資産が、宅地等又は建物である場合において、当該宅地等又は建物のうちに特例受贈事業用資産に該当しない部分があるときは、当該贈与を受けた受贈者は、当該宅地等又は建物のうち、当該特例受贈事業用資産に係る部分から先に同条第1項の規定の適用を受けるものとする。</u></p> <p>(事業を継続することができなくなった場合に該当することとなった日)</p> <p>70の6の8—55 措置法第70条の6の8第14項第4号に掲げる場合に該当することとなった日とは、原則として同条第1項に規定する贈与税の申告書の提出期限（以下70の6の8—56において「贈与税の申告書の提出期限」という。）後に措置法規則第23条の8の8第21項各号に掲げる事由に該当することとなった日をいうのであるが、特例事業受贈者が当該事由に該当することとなった日後のいずれかの日を措置法第70条の6の8第14項第4号に掲げる場合に該当することとなった日として同項に規定する届出書を提出した場合には、同日によることとして差し支えない。</p> <p>(特例受贈事業用資産に係る事業を継続することができなくなったやむを得ない理由)</p> <p>70の6の8—56 措置法第70条の6の8第14項第4号に規定する特例事業受贈者が特例受贈事業用資産に係る事業を継続することができなくなったことについて措置法規則第23条の8の8第21項に定めるやむを得ない理由とは、次に掲げる事由に該当することとなったことをいうことに留意する。</p> <p>(1) 贈与税の申告書の提出期限後において、特例事業受贈者に措置法規則第23条の8の8第21項各号に規定する事由が生じたこと</p> <p>(2) . . .</p> <p>[措置法第70条の6の9（個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係]</p>	<p>(3) 特例事業受贈者からの贈与により取得をした当該特例受贈事業用資産について、当該贈与に係る受贈者が措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けない部分がある場合には、当該部分に係る猶予中贈与税額については免除されず同条第4項の規定により納税の猶予に係る期限が到来する。</p> <p>(4) 措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした特例受贈事業用資産が、宅地等又は建物である場合において、<u>当該宅地等の面積又は建物の床面積が同条第2項第1号イ又はロに定める限度面積を超えるときは、当該贈与を受けた受贈者は、当該宅地等又は建物のうち、当該特例受贈事業用資産に係る部分から先に同条第1項の規定の適用を受けるものとする。</u></p> <p>(事業を継続することができなくなった場合に該当することとなった日)</p> <p>70の6の8—55 措置法第70条の6の8第14項第4号に掲げる場合に該当することとなった日とは、原則として<u>措置法第70条の6の8第1項</u>に規定する贈与税の申告書の提出期限（以下70の6の8—56において「贈与税の申告書の提出期限」という。）後に措置法規則第23条の8の8第23項各号に掲げる事由に該当することとなった日をいうのであるが、特例事業受贈者が当該事由に該当することとなった日後のいずれかの日を措置法第70条の6の8第14項第4号に掲げる場合に該当することとなった日として同項に規定する届出書を提出した場合には、同日によることとして差し支えない。</p> <p>(特例受贈事業用資産に係る事業を継続することができなくなったやむを得ない理由)</p> <p>70の6の8—56 措置法第70条の6の8第14項第4号に規定する特例事業受贈者が特例受贈事業用資産に係る事業を継続することができなくなったことについて措置法規則第23条の8の8第23項に定めるやむを得ない理由とは、次に掲げる事由に該当することとなったことをいうことに留意する。</p> <p>(1) 贈与税の申告書の提出期限後において、特例事業受贈者に措置法規則第23条の8の8第23項各号に規定する事由が生じたこと</p> <p>(2) . . .</p> <p>[措置法第70条の6の9（個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係]</p>

改正後	改正前
<p>(措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈事業用資産の価額の計算)</p> <p>70の6の9—1 . . .</p> <p>(1) 特例受贈事業用資産の価額は、特例対象贈与の時(措置法第70条の6の9第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による場合には、前の贈与者が行った前の贈与の時)における当該特例受贈事業用資産の価額によるが、措置法第70条の6の8第18項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日における当該特例受贈事業用資産の価額による。</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(買換えの承認に係る特例受贈事業用資産)</p> <p>70の6の9—4 特例受贈事業用資産の譲渡につき措置法第70条の6の8第5項の規定による買換えの承認を受けている場合において、同項の特例事業受贈者の事業の用に供される資産(以下70の6の9—4において「買換え資産」という。)を取得する前に贈与者(前の贈与者を含む。)が死亡したときにおける当該承認に係る譲渡をした特例受贈事業用資産に係る相続税の課税に当たっては、当該特例受贈事業用資産は、同項の規定により譲渡がなかったものとみなされることから、措置法第70条の6の9第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により当該特例事業受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされ、当該譲渡に係る特例受贈事業用資産の贈与(前の贈与者にあつては前の贈与)の時(措置法第70条の6の8第18項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日)の価額を基礎として計算した価額が相続税の課税価格の計算の基礎に算入されることに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>[措置法第70条の6の10((個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除)関係)]</p> <p>(相次相続控除の算式)</p> <p>70の6の10—7 第2次相続に係る被相続人が措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けていた場合又は第2次相続により財産を取得した者のうちに同項の規定の適用を受ける者がある場合における相次相続控除額は、相続税法基本通達20—3((相次相続控除の算式))に準じて算出することに留意する。</p> <p>. . .</p>	<p>(措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈事業用資産の価額の計算)</p> <p>70の6の9—1 . . .</p> <p>(1) 特例受贈事業用資産の価額は、特例対象贈与の時(措置法第70条の6の8第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による場合には、前の贈与者が行った前の贈与の時)における当該特例受贈事業用資産の価額によるが、措置法第70条の6の8第18項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日における当該特例受贈事業用資産の価額による。</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(買換えの承認に係る特例受贈事業用資産)</p> <p>70の6の9—4 特例受贈事業用資産の譲渡につき措置法第70条の6の8第5項の規定による買換えの承認を受けている場合において、同項の特例事業受贈者の事業の用に供される資産(以下70の6の9—4において「買換え資産」という。)を取得する前に贈与者(前の贈与者を含む。)が死亡したときにおける当該承認に係る譲渡をした特例受贈事業用資産に係る相続税の課税に当たっては、当該特例受贈事業用資産は、同項の規定により譲渡がなかったものとみなされることから、措置法第70条の6の9第1項(同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされ、当該譲渡に係る特例受贈事業用資産の贈与(前の贈与者にあつては前の贈与)の時(措置法第70条の6の8第18項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日)の価額を基礎として計算した価額が相続税の課税価格の計算の基礎に算入されることに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>[措置法第70条の6の10((個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除)関係)]</p> <p>(相次相続控除の算式)</p> <p>70の6の10—7 第2次相続に係る被相続人が措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けていた場合又は第2次相続により財産を取得した者のうちに同項の規定の適用を受ける者がある場合における相次相続控除額は、相続税法基本通達20—3((相次相続控除の算式))に準じて算出することに留意する。</p> <p>. . .</p>

改正後	改正前
<p>(特定事業用資産に該当する宅地等の範囲)</p> <p>70の6の10—14 70の6の8—15((贈与者の事業の用に供されていた宅地等の範囲))及び70の6の8—15の2((宅地等が配偶者居住権の目的となっている建物等の敷地である場合の贈与者の事業の用に供されていた宅地等の範囲))並びに70の6の8—16((使用人の寄宿舍等の敷地等))は、措置法第70条の6の10第2項第1号イに掲げる宅地等(以下70の6の10—48までにおいて「宅地等」という。)及び同号ロに掲げる建物(以下70の6の10—48までにおいて「建物」という。)が特定事業用資産に該当するかどうかの判定について準用する。</p> <p>(措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈事業用資産がある場合の限度面積要件)</p> <p>70の6の10—16 特例事業受贈者が措置法第70条の6の9第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下70の6の10—16において同じ。)の規定により贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた特例受贈事業用資産について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける場合には、同条第2項第1号イに定める宅地等に係る限度面積は400㎡から当該特例事業受贈者が措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるものとして贈与税の申告書に記載した同条第2項第1号イの宅地等(以下70の6の10—17までにおいて「<u>受贈宅地等</u>」という。)の面積を控除した面積となり、措置法第70条の6の10第2項第1号ロに定める建物に係る限度面積は800㎡から当該特例事業受贈者が措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるものとして贈与税の申告書に記載した同条第2項第1号ロの建物(以下70の6の10—16において「<u>受贈建物</u>」という。)の床面積を控除した面積となるのであるが、この場合には、次の取扱いに留意する。</p> <p>(1) 当該特例事業受贈者が当該<u>受贈宅地等</u>又は当該<u>受贈建物</u>の全部又は一部について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けない場合(当該贈与者の死亡の日前に当該<u>受贈宅地等</u>又は当該<u>受贈建物</u>に係る贈与税の全部又は一部について納税猶予の期限が確定している場合を含む。)であっても、当該特例事業受贈者が措置法第70条の6の9第1項の規定により当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた他の特例受贈事業用資産について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける場合には、当該<u>受贈宅地等</u>の面積又は当該<u>受贈建物</u>の床面積については、上記により控除される。</p> <p>(2) 当該特例事業受贈者が当該<u>受贈宅地等</u>又は当該<u>受贈建物</u>につき行った措置法第70条の6の8第5項の譲渡又は第6項の移転につき同条第5項又は第6項の承認を受けている場合における上記の控除すべき面積又は床面積は、当該譲渡又は移転をした当該<u>受贈宅地等</u>の面積又は当該<u>受贈建物</u>の床面積による。</p>	<p>(特定事業用資産に該当する宅地等の範囲)</p> <p>70の6の10—14 70の6の8—15((贈与者の事業の用に供されていた宅地等の範囲))及び70の6の8—16((使用人の寄宿舍等の敷地等))は、措置法第70条の6の10第2項第1号イに掲げる宅地等(以下70の6の10—48までにおいて「宅地等」という。)及び同号ロに掲げる建物(以下70の6の10—48までにおいて「建物」という。)が特定事業用資産に該当するかどうかの判定について準用する。</p> <p>(措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈事業用資産がある場合の限度面積要件)</p> <p>70の6の10—16 特例事業受贈者が措置法第70条の6の9第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下70の6の10—16において同じ。)の規定により贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた特例受贈事業用資産について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける場合には、同条第2項第1号イに定める宅地等に係る限度面積は400㎡から当該特例事業受贈者が措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるものとして贈与税の申告書に記載した同条第2項第1号イの宅地等(以下70の6の10—16において「<u>贈与取得宅地等</u>」という。)の面積を控除した面積となり、措置法第70条の6の10第2項第1号ロに定める建物に係る限度面積は800㎡から当該特例事業受贈者が措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるものとして贈与税の申告書に記載した同条第2項第1号ロの建物(以下70の6の10—16において「<u>贈与取得建物</u>」という。)の床面積を控除した面積となるのであるが、この場合には、次の取扱いに留意する。</p> <p>(1) 当該特例事業受贈者が当該<u>贈与取得宅地等</u>又は当該<u>贈与取得建物</u>の全部又は一部について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けない場合(当該贈与者の死亡の日前に当該<u>贈与取得宅地等</u>又は当該<u>贈与取得建物</u>に係る贈与税の全部又は一部について納税猶予の期限が確定している場合を含む。)であっても、当該特例事業受贈者が措置法第70条の6の9第1項の規定により当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた他の特例受贈事業用資産について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける場合には、当該<u>贈与取得宅地等</u>の面積又は当該<u>贈与取得建物</u>の床面積については、上記により控除される。</p> <p>(2) 当該特例事業受贈者が当該<u>贈与取得宅地等</u>又は当該<u>贈与取得建物</u>につき行った措置法第70条の6の8第5項の譲渡又は第6項の移転につき同条第5項又は第6項の承認を受けている場合における上記の控除すべき面積又は床面積は、当該譲渡又は移転をした当該<u>贈与取得宅地等</u>の面積又は当該<u>贈与取得建物</u>の床面積による。</p>

改正後	改正前
<p>(個人の事業用資産についての納税猶予及び免除と小規模宅地等の特例を重複適用する場合)</p> <p>70の6の10—17 . . .</p> <p>(注) <u>特例事業受贈者が措置法第70条の6の9第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下70の6の10—17において同じ。)の規定により贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた特例受贈事業用資産について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける場合において、当該特例事業受贈者が贈与により取得した特定事業用資産のうち受贈宅地等があるときは、当該特例受贈事業用資産のうち次に掲げる資産については、それぞれに定める面積の合計に基づき、上記(2)から(4)までの限度面積の計算を行うことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>受贈宅地等 措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けようとする部分の面積</u></p> <p>(2) <u>受贈宅地等の譲渡につき措置法第70条の6の8第5項の承認があった場合における同項第3号の規定により特例受贈事業用資産とみなされた資産(以下(2)において「受贈買換資産」という。) 次の算式により計算した面積</u></p> $\frac{\text{措置法第70条の6の9第1項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された特例受贈事業用資産の価額(※)のうち措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けようとする受贈買換資産に対応する部分の価額}}{\text{当該受贈宅地等の贈与の時(措置法第70条の6の8第18項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日。(3)において同じ。)における価額}}$ <p>※ <u>当該特例受贈事業用資産に係る措置法第70条の6の8第2項第3号に規定する納税猶予分の贈与税額の計算において同号の債務の金額が控除された場合には、当該価額に次の割合を乗じて計算した金額となる。(3)において同じ。</u></p> $\frac{\text{措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けた特例受贈事業用資産の価額}}{\text{当該納税猶予分の贈与税額の計算において措置法令第40条の7の8第8項の規定により計算された価額に相当する金額}}$ <p>(3) <u>(1)又は(2)に掲げるものの現物出資による移転につき措置法第70条の6の8第6項の承認があった場合における同項の規定により特例受贈事業用資産とみなされた株式等(以下(3)において「受贈株式等」という。) 次の算式により計算した面積</u></p>	<p>(個人の事業用資産についての納税猶予及び免除と小規模宅地等の特例を重複適用する場合)</p> <p>70の6の10—17 . . .</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">措置法第70条の6の9第1項 の規定により相続税の課税価 格の計算の基礎に算入された 特例受贈事業用資産の価額の うち措置法第70条の6の10第 1項の規定の適用を受けよう とする受贈株式等に対応する 宅地等の \times 部分の価額</p> <p style="text-align: center;">\times</p> <p style="text-align: center;">面積 当該受贈宅地等の贈与の時に における価額</p> <p>※1 受贈宅地等の譲渡につき措置法第70条の6の8第5項の承認があった場合における 同項第3号の規定により特例受贈事業用資産とみなされた資産を含む。</p> <p>2 ※1の特例受贈事業用資産とみなされた資産については、措置法規則第23条の8の8 第22項の規定により計算した金額による。</p> <p>3 当該特例受贈事業用資産のうちに※1の特例受贈事業用資産とみなされた資産があ る場合には、当該みなされた資産については措置法規則第23条の8の8第22項の規定に より計算した金額による。</p> <p>(個人の事業用資産についての納税猶予及び免除、小規模宅地等の特例又は特定計画山林の特例を重 複適用する場合に限度面積要件等を満たさないとき)</p> <p>70の6の10—18 小規模宅地等、措置法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林(以下70の6 の10—18において「選択特定計画山林」という。)又は特例事業用資産のうち宅地等(以下70の6 の10—18において「猶予対象宅地等」という。)について、措置法第69条の4第1項、第69条の5 第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用を重複して受けようとする場合において、その猶予 対象宅地等の面積が同条第2項第1号イに規定する限度面積(70の6の10—17参照)を超えるとき 又はその選択特定計画山林の価額が措置法第69条の5第5項(措置法令第40条の2の2第9項の規 定の適用がある場合を含む。)に規定する限度額(69の5—12参照)を超えるときは、その猶予対 象宅地等の<u>全て</u>について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(注)1 . . .</p> <p>(特定事業用資産である減価償却資産に該当するリース資産)</p>	<p style="text-align: center;">当該現物出資により移転をした 受贈宅地等(※1)の贈与の時に おける価額に相当する金額(※ 2)</p> <p style="text-align: center;">\times</p> <p style="text-align: center;">当該現物出資により移転をした 全ての特例受贈事業用資産の贈 与の時ににおける価額(※3)の合 計額</p> <p>(個人の事業用資産についての納税猶予及び免除、小規模宅地等の特例又は特定計画山林の特例を重 複適用する場合に限度面積要件等を満たさないとき)</p> <p>70の6の10—18 小規模宅地等、措置法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林(以下70の6の10 —18において「選択特定計画山林」という。)又は特例事業用資産のうち宅地等(以下70の6の10 —18において「猶予対象宅地等」という。)について、措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項 又は第70条の6の10第1項の規定の適用を重複して受けようとする場合において、その猶予対象宅 地等の面積が同条第2項第1号イに規定する限度面積(70の6の10—17参照)を超えるとき又はその 選択特定計画山林の価額が措置法第69条の5第5項(措置法令第40条の2の2第9項において読み 替えて適用する場合を含む。)に規定する限度額(69の5—12参照)を超えるときは、その猶予対象 宅地等について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(注)1 . . .</p> <p>(特定事業用資産である減価償却資産に該当するリース資産)</p>

改正後	改正前
<p>70の6の10—19 70の6の8—19((特定事業用資産である減価償却資産に該当するリース資産))は、リース資産(所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産をいう。)が措置法第70条の6の10第2項第1号ハに定める減価償却資産に該当するかどうかの判定について準用する。</p> <p>(確定事由となる資産保有型事業又は資産運用型事業の意義)</p> <p>70の6の10—25 . . .</p> <p>この場合において、70の6の10—21中「相続の開始の日の属する年の前年1月1日」とあるのは「相続税の申告期限の翌日」と、「<u>相続税</u>の申告期限」とあるのは「措置法第70条の6の10第4項に規定する猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日」と、70の6の10—22中「<u>相続の開始</u>の日の属する年の前年1月1日」とあるのは「<u>相続税</u>の申告期限の翌日」と、「<u>の開始の日の属する年の12月31日</u>」とあるのは「<u>に係る措置法第70条の6の10第4項に規定する猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日の属する年の前年12月31日</u>」となることに留意する。</p> <p>(現物出資承認を受けた後における免除事由)</p> <p>70の6の10—43 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(注) 特例事業相続人等から贈与により取得をした当該株式等について、当該贈与に係る受贈者が措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けない部分がある場合には、当該部分に係る猶予中相続税額については免除されず、措置法令第40条の7の10第25項において準用する措置法第70条の7の2第5項の規定により納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>なお、<u>特例事業相続人等が当該株式等の全ての贈与をした場合において、当該株式等を取得した受贈者において措置法令第40条の8第2項に規定する部分を超える部分が生じたときは、当該株式等のうちその超える部分については「措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けない部分」に該当しないことに留意する。</u></p> <p>(2) . . .</p> <p>(措置法第70条の6の8第1項の適用に係る贈与をした場合の免除)</p> <p>70の6の10—48 . . .</p> <p>(1) . . .</p>	<p>70の6の10—19 70の6の8—19((特定事業用資産に該当するリース資産))は、リース資産(所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産をいう。)が措置法第70条の6の10第2項第1号ハに定める減価償却資産に該当するかどうかの判定について準用する。</p> <p>(確定事由となる資産保有型事業又は資産運用型事業の意義)</p> <p>70の6の10—25 . . .</p> <p>この場合において、70の6の10—21中「相続の開始の日の属する年の前年1月1日」とあるのは「相続税の申告期限の翌日」と、「<u>贈与税</u>の申告期限」とあるのは「措置法第70条の6の10第4項に規定する猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日」と、70の6の10—22中「<u>特例対象贈与</u>の日の属する年の前年1月1日」とあるのは「<u>贈与税</u>の申告期限の翌日」と、「<u>の開始の日の属する年の12月31日</u>」とあるのは「<u>に係る措置法第70条の6の10第4項に規定する猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日の属する年の前年12月31日</u>」となることに留意する。</p> <p>(現物出資承認を受けた後における免除事由)</p> <p>70の6の10—43 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(注) 特例事業相続人等から贈与により取得をした当該株式等について、当該贈与に係る受贈者が措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けない部分がある場合には、当該部分に係る猶予中相続税額については免除されず、措置法令第40条の7の10第25項において準用する措置法第70条の7の2第5項の規定により納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>(2) . . .</p> <p>(措置法第70条の6の8第1項の適用に係る贈与をした場合の免除)</p> <p>70の6の10—48 . . .</p> <p>(1) . . .</p>

改正後	改正前
<p>(2) . . .</p> <p>(3) 特例事業相続人等から贈与により取得をした当該特例事業用資産について、当該贈与に係る受贈者が措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けない部分がある場合には、当該部分に係る猶予中相続税額については免除されず措置法第70条の6の10第4項の規定により納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p><u>(注) 当該受贈者が取得をした当該特例事業用資産のうちに宅地等又は建物がある場合において、当該宅地等の面積の合計又は建物の床面積の合計が措置法第70条の6の8第2項第1号イ又はロに定める限度面積を超えるときにおけるその超える部分については、上記の「措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けない部分」に該当しないことに留意する。</u></p> <p>(4) 措置法第70条の6の10第15項第2号の規定の適用に係る贈与をした特例事業用資産が、宅地等又は建物である場合において、<u>当該宅地等又は建物のうちに特例事業用資産に該当しない部分があるときは</u>、当該贈与を受けた受贈者は、当該宅地等又は建物のうち、当該特例事業用資産に係る部分から先に同条第1項の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>〔措置法第70条の7（(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除)関係）〕</p> <p>（贈与税の額に相当する担保）</p> <p>70の7—8 . . .</p> <p>(注) 上記平均余命年数は、相続税法施行規則第12条の6（(定期金給付契約の目的とされた者に係る平均余命)）に定める平均余命によることに留意する（以下70の7の2—11において同じ。）。</p> <p>〔措置法第70条の7の4（(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除)関係）〕</p> <p>（対象相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算）</p> <p>70の7の4—6の2 . . .</p> <p>1 . . .</p> <p>(注) 対象相続非上場株式等の価額は、対象贈与により取得をした対象受贈非上場株式等のそれぞれの当該対象贈与の時（<u>措置法第70条の7第21項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日。次の3において同じ。</u>）における価額（措置法第70条の7第2項第5号の対象受贈非上場株式等の価額をいう。）を基礎として計算することに留意する。ただし、</p>	<p>(2) . . .</p> <p>(3) 特例事業相続人等から贈与により取得をした当該特例事業用資産について、当該贈与に係る受贈者が措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けない部分がある場合には、当該部分に係る猶予中相続税額については免除されず措置法第70条の6の10第4項の規定により納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>(4) 措置法第70条の6の10第15項第2号の規定の適用に係る贈与をした特例事業用資産が、宅地等又は建物である場合において、<u>当該宅地等の面積又は建物の床面積が同条第2項第1号イ又はロに定める限度面積を超えるときは</u>、当該贈与を受けた受贈者は、当該宅地等又は建物のうち、当該特例事業用資産に係る部分から先に同条第1項の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>〔措置法第70条の7（(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除)関係）〕</p> <p>（贈与税の額に相当する担保）</p> <p>70の7—8 . . .</p> <p>(注) 上記平均余命年数は、相続税法施行規則第12条の3（(平均余命)）に定める平均余命によることに留意する（以下70の7の2—11において同じ。）。</p> <p>〔措置法第70条の7の4（(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除)関係）〕</p> <p>（対象相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算）</p> <p>70の7の4—6の2 . . .</p> <p>1 . . .</p> <p>(注) 対象相続非上場株式等の価額は、対象贈与により取得をした対象受贈非上場株式等のそれぞれの当該対象贈与の時における価額（措置法第70条の7第2項第5号の対象受贈非上場株式等の価額をいう。）を基礎として計算することに留意する。ただし、相続の開始の時において、対象相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別支配関係法</p>

改正後	改正前
<p>相続の開始の時に、対象相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該対象相続非上場株式等の価額については、70の7の4-6((認定相続承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象相続非上場株式等の価額))の取扱いによることに留意する。</p> <p>2 . . .</p>	<p>人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該対象相続非上場株式等の価額については、70の7の4-6((認定相続承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象相続非上場株式等の価額))の取扱いによることに留意する。</p> <p>2 . . .</p>